14. 豪州

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、豪州行政機関および 産業団体へのヒアリングを実施。

調査結果

14.1 ヒアリング調査

14.1.1 現地ヒアリング結果

【日程】

2017年2月7日~10日

【訪問先】

- 労働安全庁(Safe Work Australia)
- 環境・エネルギー省(Department of Environment and Energy)
- 農業·水資源省(Department of Agriculture and Water Resources)
- 保健省(Department of Health)
- アコード (Accord Australasia)
- 日本貿易振興機構(JETRO)シドニー事務所

【アポ取りの経緯】

レマリンガ生		マポ版がの奴換	
ヒアリング先		アポ取りの経緯	
労働安全庁	1.	公式サイト問い合わせ先にレターを添えてメールを送信。	
	2.	担当者から対応可能との連絡を受信。	
	3.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	
環境・エネルギー	1.	公式サイトの化学物質管理・環境基準部門の問い合わせ先にレタ	
省		ーを添えてメールを送信。	
	2.	「アコード」のアポ取りの過程で得た環境・エネルギー省の担当	
		者にメール送信。	
	3.	日本の化管法 PRTR に相当する国家排出インベントリ(NPI ⁷⁸⁰)	
		の公式ページの問い合わせ先にメール送信。	
	4.	NPI 担当者より対応可能との連絡を受信。	

⁷⁸⁰ National Pollutant Inventory

ヒアリング先		アポ取りの経緯	
	5.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	
農業・水資源省	1.	「アコード」のアポ取りの過程で得た APVMA ⁷⁸¹ (オーストラリ	
		ア農薬・動物用医薬品局、農業・水資源省管轄組織)の担当者へ	
		レターを添えてメールを送信。	
	2.	担当者より本案件に適した農業・水資源省の人物の紹介を受信。	
	3.	紹介を受けた人物へ再度レターを添えたメールを送信。	
	4.	対応可能との連絡を受信。	
	5.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	
保健省	1.	保健省の公式サイトより NICNAS ⁷⁸² (国家工業化学品届出審査	
		機構)のディレクターヘレターを添えてメールを送信。	
	2.	「アコード」のアポ取りの過程で得た NICNAS 担当者の連絡先	
		へ改めてレターを添えたメールを送信。	
	3.	対応可能との連絡を受信。	
	4.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	
	5.	ヒアリング打診内容に照らして、当日、ビデオ会議にて環境・エ	
		ネルギー省の担当者も参加する提案を受信、快諾。	
アコード	1.	公式サイト問い合わせ先にレターを添えてメールを送信。	
	2.	対応可能との連絡を受信。また他の政府関係者や産業組織関係者	
		とのコンタクトについて便宜を図る内容の提案有り。	
	3.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	
JETRO シドニー	1.	JETRO の日本公式サイトより海外ブリーフィングサービスに申	
		込み。	
	2.	双方が内容確認後、JETRO より現地の事務所へ打診。	
	3.	対応可能との連絡を受信。	
	4.	ヒアリングの具体的な日程を調整。	

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果	
労働安全庁	• 労働安全丁 (SWA ⁷⁸³) は SWA 法で規定される組織で、労働安全 「庁」でありながら、政府間組織としての機能を有する。SWA は、政策提案を行う。その決定は役員会(各政府の代表、産業団体、	

961

 $^{^{781}}$ Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority

 $^{^{782}\,}$ National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme

⁷⁸³ Safe Work Australia

組織名称	ヒアリング結果
	労働組合などで構成)の投票によって行われる。
	• SWA はその前身であるオーストラリア安全・補償協議会 (ASCC ⁷⁸⁴) の時より、労働安全衛生法関連のレビューを進めており、その評価、整理等を行ってきた。SWA の主な役割はモデル法を維持管理することにある。
	• モデル法は、あくまでモデルであって法的拘束力はない。各州785政府がモデル法を参考に法律を決定していく。全国的に統一された 法律が施行されているわけではなく、2 つの州は、現在も独自法をもつ。
	• SWAに法的拘束力がなく直接的に産業界からの苦情はない。SWA は取締り当局ではなく、苦情や問い合わせを担当する当局となる 各法律を所管する州、連邦政府の窓口(Comecare)に問い合わせ を行う仕組み。
	• 2017 年 1 月 1 日からの GHS 移行については、GHS 改訂 3 版 の導入が開始され、GHS に準拠した SDS の作成、分類、ラベル 表記の義務付けなどについて、問い合わせが増加したと聞く。
	⇒移行期間終了後、サプライチェーンの末端まで変更が伝わっていない事例も多く、一部の州や特別地域では例外規定を設けざるを得なかった。
	• 殺虫剤については別の規制で表示が義務付けられているが、GHS は有害性評価である一方で、殺虫剤に係る規制はリスク評価であるため、結果が異なるラベルが貼られ、混乱を招いている。二重 規制の状態。
	• 今後、ラベル・SDS に関わるモデル法の国内関係者によるレビューが 2018 年に行われる予定。また、GHS 第 6 版を導入する予定はあるが、その時期については、EU 等と合わせる予定。
環境・エネルギー 省 (NPI 担当者)	• 国家排出インベントリ (NPI) については、環境保護協議会 (NEPC ⁷⁸⁶) (各政府の環境大臣等で構成) が統括している。NPI は工場を有する企業が対象で、環境へ排出される化学物質のモニタリングが主目的。日本の化管法、PRTR に相当。
	• NEPC が所管している国家環境保護手法(NEPMs ⁷⁸⁷)には罰則規 定法令がない。連邦政府は大枠を決め、罰則等の細かい部分は、 補足的に各州法で定めている。
	• NPI の対象は約 90 物質である。他に農薬は州環境法での報告義

⁷⁸⁴ Australia Safety and Compensation Council

⁷⁸⁵ 本報告では特別に明記しない限り、北部準州と首都特別地域を含め「州」と表記する。

 $^{^{786}\,}$ National Environment Protection Council

⁷⁸⁷ National Environment Protection Measures

組織名称	ヒアリング結果		
	務、連邦レベルではGHGを対象にしたNational Greenhouse and Energy Reporting (NGER) での報告義務がある。施設の定義が異なるため、重複がなく、問題は起きていない。		
	• OECD の活動の中にある、中核をなす物質リストの調和化についてのアウトプット次第で、NPI 物質リストのレビューが 2017-18 年に行われる予定。		
農業・水資源省	• 1994年農薬・動物用医薬品法の改正に伴う作業については、見直し期間等も含めてすべて法律で規定されている。		
	• 豪州の法律改正はプロセスが多く、国会、企業団体、州等から了 承を受ける必要がある。APVMAは、主に州に焦点をあてて、改 正に取り組んでいる。		
	• 大きな改正には、すべての州と合意をとる必要があり、約3ヶ月の期間を要する。連邦政府は、それぞれの州法を直接変えることはできず、あくまで支援を行うのみ。		
	• APVMA、企業、州それぞれが法律の改正を提案することが可能であるが、改正を提案できる内容(範囲)が決まっている。法律改正には暫定版を国会に提出し、評議会(政府間協議会よりは規模が小さく、連邦政府が組織している委員会)で議論後、豪州国内として問題がないか評価。		
	• APVMA の対象は、化学物質に特化している。連邦政府と州では 対象の販売前後で役割が分かれている。農薬分野において、各州 が独自に規制していたことに懸念が生じ、調和をはかるために APVMA が設立された背景がある。		
	• 農薬に関する登録の必要性についての問い合わせが多い(「自分が扱うものは登録する必要があるのか」など)。他、天然物質の扱いやオンライン購入などの論点が挙がっている。		
	・ 化学関連企業が法律に遵守しているかの調査が 2014 年に実施され、その結果、APVMA の罰金制度を従来の 2 段階から、段階的適用に変更した。		
	• 工業用化学品と農薬・動物用医薬品を扱う制度を統合しようとする動きがある。一方で農薬と動物用医薬品を扱う組織を分立させようという案も出ている。		
	• GHS ラベルとの二重ラベルの規制について、農薬については APVMA で決まったラベル表示はないが、表記する項目が決まっている。最近の法改正の動きの中にはラベル表示を GHS に近づけようという意見もある。		
保健省 +環境・エネルギー省	• 環境エネルギー省は、「工業化学品の環境リスク管理に関する国家 基準案」(以下、「国家基準案」)を管轄。改正の際には NICNAS		

組織名称	ヒアリング結果
(ビデオ会議参加)	からの提案・助言を受け、規制当局(環境エネルギー省)として、 保健省や外部関係者(ステークホルダー)とも協力する。
	⇒その後、各州の環境部門から選出されたメンバーで話し合い、 各州の大臣に合意を得る予定。流れとしては、NICNAS→連邦政 府→州政府となっている。
	• 国家基準案は、環境リスクに焦点を当て、リスク評価の結果をベースに管理の対象となる化学品の基準を示す。
	⇒有害性が高い物質の管理を優先的に行い、企業に遵守させることを目的としているが、強制力は持たせない予定。あくまでも推 奨事項である。後は各州の法規則に委ねられる。
	• 国家基準案に関連した政府間協議会のような組織の設置については、アドバイザリーグループを立ち上げる予定がある。アドバイザリーグループは、各分野の専門家から成り、政府関係者主体とはならない見込み。
	• GHS と国家基準案の違いは、GHS は労働者の健康影響に焦点を 当てており、国家基準案は環境リスク影響が主眼。豪州が採用す る GHS 関連制度は環境有害性に対応していない。
	⇒GHS 分類について、NICNAS は評価に基づいて分類案を提案し、SWA より GHS 分類が公開されている。
	• 既存化学物質の多段階評価・優先制度(IMAP) 788と国家基準案の関係は、IMAPの既存化学物質のリスク評価を受けて、国家基準案では対象物質をどのように管理すべきかのリスク管理のあり方を提示するという役割になっている。必要に応じて NICNAS 長官から環境・エネルギー省に推奨・提案を行う。
	• 問題としては法令遵守がなされておらず、例えば、毎年の既存化 学物質の登録と費用の支払いが行われていない。新規物質登録の 際には、在庫の登録が必要だが、理解していない企業もある。
	• NICNAS は税関と関係を持ってデータ収集を行っているが、新規登録分野は監視が難しい。新規登録は問い合わせが多い。
	• 新規化学物質については、用途情報の提出は必須であるが、既存化学物質については収集が難しい。IMAPでは、用途情報はボランタリーベースでの募集であり、強制力はない。
	• 現在は、新規化学物質の審査で、カナダ政府から届出データを共有してもらうことは可能だが、それでも企業からの許可がでないと、カナダ政府から NICNAS に情報を提供してもらえない仕組みとなっている。
	• 現在、NICNAS 改革が進行中であり、ドラフト版がまとめられ、

 $^{788}\,$ Inventory Multi-tiered Assessment and Prioritisation

組織名称	ヒアリング結果		
	近々今年中に国会に提出させる予定である(国会に提出される際 に一般公開)。		
	• 国家基準案については 2018 年に施行を見込んでいる。		
アコード	• 豪州は化学物質関連の産業規模が小さく、企業は主に海外からの 輸入が多いが、豪州における輸入時の障壁が大きい。それらは既 に米国やカナダ、日本で規制されているものである。		
	・ 化学物質の審査・評価を受ける際の企業側の負担金が大きい。 NICNAS で行っているリスク評価の結果をみると、リスクが非常 に低いものが全体の 60%を占めていることから、制度を簡素化し てもよいのではないかと考えている。		
	• 他国、地域と共通の法規制枠組みの模索の動きがあってもよさそ うだが、そのような議論がなされていないことに疑問。日本の化 審法の考え方を普及させる海外向けの取組みに関心。		
	• 環境エネルギー省が作成している国家基準案については当初、所管が一元化されると思っていたが、ヒト健康影響部分は、NICNASで評価、環境リスク評価部分を環境エネルギー省が評価という一元化される案にはなっていない点が残念。企業側としては、費用や時間の面から効率的な評価を行えるように一元化を望んでいる。		
	• 国家基準案は、毒性スケジュール(危険性の高い物質の取り扱い) があるが、各州の規制が同じになるとは考えられない。例えばあ る化学品を医療規制のほうで規制するか否かなど、そのような違 いを解消する動きはあるが、実現には至っていない。		
	• 豪州の化粧品企業は、主に米国、欧州に輸出しており、米国・欧州での BPA (ビスフェノール A)、公衆衛生に関する問題、保存料に関する問題等への規制に関する動向は注目している。		
	• 連邦政府に権力が集中しているわけではなく、むしろ化学物質規制に関する権限は州に下りている。各州で規制やモデル法の解釈に違いがあることが問題であり、危険物の輸送に関しても州によって違いがある。		
	• アコードの国際的な活動としては、主にAPEC の化学物質対話789 に力を入れており、国際的な企業団体(カナダ、米国、ニュージーランド、ブラジル、欧州、メキシコ等が参加)・国際的な化粧品産業界とのつながりがある。		
	• NICNAS は、カナダ政府で審査されたデータの受け入れを行っているが、データの取り入れに 60 日を要し、費用もかかるとされており、現状に限界を感じる。		

⁷⁸⁹ APEC Chemical Dialogue

組織名称	ヒアリング結果	
	• NICNAS 改革について、リスクを 3 つに分類することについて、 分類方法(基準)が複雑であり明確ではない。	
JETRO シドニー	日本企業は鉱山・資源関係や製薬会社などが話題に上った。現状、 地域的には西オーストラリアで鉱山産業、製造業の工場が多いの はメルボルンの郊外である。製薬会社が多いのは治験に関して、 国が定める期間が日本より短いことが要因か。	
	• 日本企業が豪州から撤退する動きも見られ、市場規模、物価等に対して人件費の高さがネックになっている。	
	• 化学関連企業からのクレーム・問い合わせなどはほとんどない。 環境政策への今後と豪州政府当局編成の動きなどの情報は入っていない。	

14.1.2 国内事業者ヒアリング結果

項目	詳細
全体	• 現地での問題点は、東アジアの国とは異なり、カナダや米国でのそれと近い。NICANSの動向について、各種ワーキンググループで紹介した際、数社は関心があり、特に化粧品を扱っている会社であった。豪州の工業用化学品規制は、化粧品も関係してくるためと考えられる。
	• まだビジネスになる前なのか、それともそれほど大きな頻度 としてビジネスになっていないのかなど、その辺がまだ不明 瞭な部分がある国の一つ。
	• カナダと連携して様々な先取りの規制をしている国という認識。ただ、豪州は農薬関係の市場が中心であり、一般化学品の規制について問題は特にない。

14.2 文献調査

平成22年度調査790で豪州は主な対象となっておらず、今回新たに追加された国となる。

14.2.1 背景

豪州はその大陸全体が太平洋と大西洋の間に位置する南半球の島国である。国家制度は連邦制の立憲君主制、政治制度は議院内閣制となっている。憲法上は英国国王(代理として連邦総督)が国権を代表するが、実際は下院で過半数を占めた政党の党首が内閣を組織し、国権を行使する。豪州には六つの州(ニュー・サウス・ウェールズ州(NSW)、ビクトリア州(VIC)、クイーンズランド州(QLD)、西オーストラリア州(WA)、南オーストラリア州(SA)、タスマニア州(TAS))と、二つの特別地域(北部準州(NT)、首都特別地域(ACT))がある。面積や人口などの関連基礎データを表に整理する791。

過去 20 年間において豪州では、日本、米国、欧州を中心とした貿易構造から中国、ASEAN を中心とした貿易構造に変化してきており、対中貿易はこの 25 年間で輸出が約 58 倍、輸入が約 46 倍に増加。一方、対日貿易はこの 25 年間で輸出が約 2.9 倍、輸入が約 2.1 倍に増加している792。日本と豪州は 2014 年 7 月に日豪経済連携協定に署名し、2015 年 1 月に発効となった。これまで日本が締結した二国間 EPA のパートナーとしては、最大の貿易相手国である。概して、日本は豪州から石炭、液化天然ガス、鉄鉱石、牛肉等の一次産品を輸入し、豪州へ乗用車、一般機械、電機機器等の鉱業製品を輸出している。また、豪州はニュージーランドとともに、ASEAN 諸国との自由貿易協定(AANZFTA)を結んでおり、2012 年に全 ASEAN 諸国との協定が発効となった。

図表 豪州の関連基礎データ

国・地域名	オーストラリア連邦	
面積	約 769 万平方キロメートル(日本の約 20.3 倍)	
人口	約 2,412 万人(2016 年 6 月時点)	
人口増加率	1.6%	
実質 GDP 成長率	2.48% (2015 年)	
日本の輸出額	約1兆8560億円 (2015年)	
主要輸出品目	輸送用機器(49.6%)鉱物性燃料(17.4%)原料別製品(10.6%)	
日本の輸入額	約3兆4143億円 (2015年)	

⁷⁹⁰ NITE (2010)「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」 http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia kanren/asia kanren h22-02.html

967

⁷⁹¹ JETRO、<u>https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/</u> (2017年2月アクセス)

⁷⁹² JETRO シドニー (2017)「オーストラリア概況」

主要輸入品目	鉱物性燃料 (61.6%) 原料品 (19.4%) 食料品 (5.3%)
対豪州投資額	1 兆 2200 億円(2015 年)

【出典】JETRO8

豪州が「オーストラリア連邦」として樹立したのは 1901 年である。但し、国家という政治組織が国籍を規定して初めて成立すると考えるならば、独立国家オーストラリア連邦の出発点は 1948 年となる。それまでは「オーストラリア国籍」が存在せず、またその後も二重国籍の状態が続くなど、問題は多かったが、これらの時期を境に連邦国家は始動した 793。当初は英国を中心とした欧州の人々が人口の大半を占めていたが、多文化政策の推進もあり、現在ではアジアを中心に、多種多様な民族が暮らす多文化国家であることも特長の一つとなっている 794。

豪州は憲法上、連邦政府の権限が厳格に規定されているのに対し、州政府の権限は警察、消防、教育、病院、土地利用、地域開発、州内商業規制、農業、工業、鉄道、道路、上下水道、地方行政など多岐に渡る。地方自治体は州が規定するものとされ、その権限は日本の市町村と比較すると極めて限定的である795。一つの政府が一つの仕事の責任を全て全うするのではなく、連邦と州の役割が複雑に絡み合う仕組み(marble cake)となっている。元来、州政府(二つの特別地域を含む)の仕事とされてきたものに、連邦政府が関わるようになった経緯が主な理由とされている796。また歴史的経緯を鑑みれば、六つの州はかつての六つの植民地地域が自治独立を進め、連邦国家成立時に州となったものである。そのため多くの権限の基礎が州に置かれ、複数の州にまたがる性質のもの、国際的対応を要するものなどについては連邦政府に権限を付与するという構図と見れば理解しやすい面も見受けられる。

環境政策全般

環境政策全般に関連する豪州の制度的背景を概観する。日本の国内環境政策の歴史は公害対策の歴史と評しても過言ではない。一方、豪州の場合は事情が異なる。日本の「環境基本法」に相当する法律は、豪州では「1999 年環境保護・生物多様性保全法(EPBC法)」である。EPBC法の主な目的には、①国家的重要性を有する環境の保護促進、②生物多様性保全、③国家的な環境アセスメント・承認プロセスの合理化、④重要な自然・文化地区

⁷⁹³ 憲法が改正され、先住民アボリジニーが国籍上オーストラリア国民となったのは **1967** 年以降である。(竹田)

⁷⁹⁴ 竹田 いさみ (2000)「物語オーストラリアの歴史—多文化ミドルパワーの実験」、中公 新書

⁷⁹⁵ 近年、各州および各自治体で地方自治体法を改め、地方自治体の権限拡大を進める動きがある。

⁷⁹⁶ 田辺 康彦(2015)「オーストラリア連邦制: 三位一体改革論」、『地方行政』(809)、82-99

の保護と管理の強化、⑤野生生物、標本および生物由来製品の国際移動の制御、⑥自然資源の保全と生態学的に持続可能な利用を通じた、持続可能な開発の促進、以上の六つがあげられている。また、EPBC 法は、政府の意思決定に関する時間的枠組みを厳密に規定するとともに、同法規定違反に対する民事的あるいは刑事的罰則を明記している797。

他方、豪州における環境法制とその執行に最も責任を有するのは州政府であり、日常の 行政的な決定については地方自治体によって行われる。人々の生活や地域特有の自然に直 接関係する環境法の制定は州の権限にある。多くの州では 20 世紀前半から、土壌、森林、 水・灌漑、野生生物、公園、鉱山等に関する法整備が順次行われ、近年では包括的な環境 保護法や自然資源管理法への移行が進んでいる。なお、環境アセスメントに関する手続き も州法に規定される例が多い。

上述の EPCB 法の背景には、国際条約等の影響を受け次々と連邦法が制定され、州法との重複や不整合が目立つようになったことも要因の一つとしてあげられる。連邦と州の間の問題を受けて、1997年にオーストラリア政府間評議会(COAG⁷⁹⁸)において「環境に関する連邦と州の役割および責任についての協定」が合意された。これにより国際的な義務を有し、国家的に重要な環境問題の管理における連邦の重要な役割が認められ、EPCB 法の策定につながった ¹⁸。

化学物質管理

豪州の化学物質に関する規制枠組みは、販売前と販売後の両方についての条件を規制している。一方で、豪州の化学物質に関する法規制は、一貫性に欠き、複雑且つ断片的だという指摘を長い間受けてきた。現在、NICNAS改革や工業用化学品の環境リスク管理に関する国家基準案策定など、制度的改革が進行中である。

豪州の化学物質法規制は非常に複雑で、およそ 140 もの法規制があり、多数の所管当局、 評価機関、規制の意思決定者が、連邦レベル、州レベル、地方自治体レベルにそれぞれ存 在する。一般的なそれぞれの政府レベルでの役割や責任の概要を以下に記す。

【連邦レベル (Commonwealth)】

- 登録・申請(企業/製品)
- 化学品と製品の有害性およびリスク評価
- 国際的な合意/貿易に関わる履行・実施と規制
- 危険物の海洋輸送と航空輸送

⁷⁹⁷ 小寺 正一(2009)「環境政策の展開―オーストラリアの生物多様性・気候変動・水政策をめぐって(オーストラリア・ラッド政権の1年 総合調査報告書 第1章より)」、『調査資料』、国立国会図書館

⁷⁹⁸ Council of Australian Governments

【州、特別地域レベル(State and Territories)】

主に以下の事項について、化学物質の安全性に関するリスク評価

- 用途管理(農薬・動物用医薬品)
- 公衆衛生
- 労働安全衛生
- 危険物輸送(道路輸送と鉄道輸送)
- 環境保護(排出と廃棄)

【地方自治体レベル (Councils)】

• 行政区域内における計画作成と廃棄物処理(州によって与えられた権限の範囲内)

14.2.2 法体系

本項では、豪州の法体系について概説する。

憲法799

豪州の憲法は、豪州が国家として機能するための法規則のまとまりで、1901年1月1日に発効し、「オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)」が樹立した。憲法では連邦議会の構成や役割、権限などを定めている。また連邦議会や州議会がどのように権限を分かち合い、法を策定するのかを規定している。加えて、行政府や最高裁判所の役割を詳細に定め、国民の権利、例えば宗教の自由などについても定めている。

憲法が定まるまでは豪州は国家ではなく、6つの植民地からなる地域であったが、1980年代に幾度も各植民地の代表が集まり、憲法草案について議論がなされた。その後、各地域での人々の意思を確認する投票を経て、1900年に「オーストラリア憲法法 (Commonwealth of Australia Constitution Act)」と呼ばれる法案が英国議会を通過、その翌年に発効となった。これにより各植民地は州となり、新たな連邦国家が誕生した。

憲法は8つの章と128のセクションからなる。主な特徴は以下の通り。

- 連邦議会と連邦政府は、国家の意思決定、法策定に責任を持つ。
- 英国女王(代理として連邦総督)を制度に含む、上下二院制とし、議会は上院と下院 から構成される。
- 六つの州政府は、州の事柄について責任を持つ。
- 連邦議会と州議会の間で、権限の分担を図る。
- 最高裁(High Court)は、上訴を扱う最終的な裁判所とする。最高裁では憲法の解釈 を行い、その意味を定め、また連邦政府と州政府の間の問題の解決に務める。

憲法は全ての側面を網羅しているわけではない。例として、首相や国会については憲法に記載されていない。また豪州では米国の憲法と異なり、例えば言論の自由などの権利についての法案を含んでいない。それらは裁判所の決定により設けられるコモン・ローや、議会が作成する成文法によって守られている。

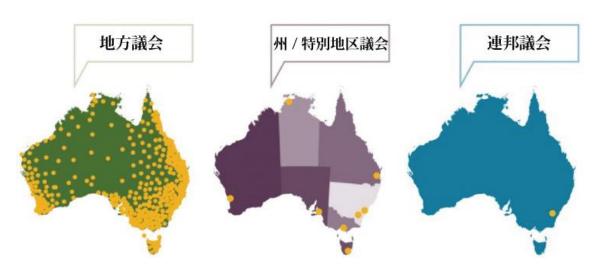
法形成の3つのレベル800

豪州は3つのレベルの法形成方法を有する。それらは3つの行政レベルに由来するが、 それにより豪州における各種サービスが提供される。3つの行政レベルとは以下の図に示す

799 議会教育局 (Parliamentary Education Office: PEO)、Australian Constitution http://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/australian-constitution.html
800 PEO、Three Levels of Law-Making

http://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/three-levels-of-law-making.html

連邦議会、州議会、地方議会を指す。豪州は首都キャンベラの連邦議会、六つの州と二つの特別地域の議会、加えて560以上の地方議会を有している。



図表 豪州における3つの法形成レベル

【出典】豪州政府 PEO ウェブサイトをもとにエンヴィックス作成。

いくつかの責任については各行政レベルでの重複が見られるが、概ね各行政レベルで異なる役割を担っていると言える。

【連邦】

- 国家全般に関する広範な権限を有し、国防、移民、外交、貿易、郵便、税制、環境などに関連する法を管理・運用している。
- 所得や物品・サービス、企業利益や支出に関する税金を徴収することで、国家運営の ために必要な資金を集めている。

【州/特別地域】

- 連邦政府でカバーされていない分野、例えば病院、学校、警察、道路、鉄道などの分 野で権限を有する。
- 連邦政府同様、税金を徴収しているが、運営に必要な資金の半分以上は連邦政府から 支給される交付金である。

【地方自治体】

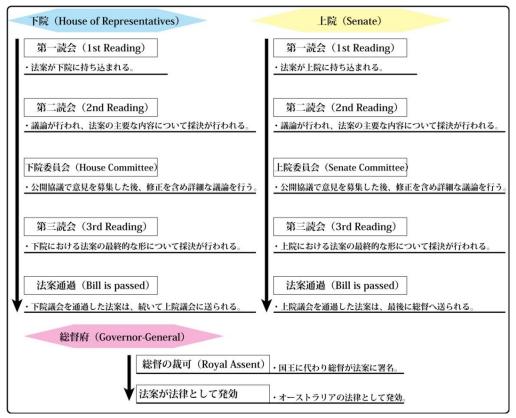
• 地方自治体の権限は州議会を通過した議会法(Acts of Parliament)により定義され、 建築規則やゴミの収集、地方道路やペット管理、地方都市計画などの権限を持つ。 • 全ての不動産所有者から税金を徴収し、また連邦政府や州政府からの交付金を受け、 地方運営の支出に充てる。

本調査ならびに報告においては、連邦レベルの法規制が主眼となっているため、主に連 邦政府が取り扱う法規制について記載する。

法形成過程801

新たな法律の提案や既存の法律の改正案は法案と呼ばれる。豪州の法形成過程を下図に整理した。豪州の法体系は主に英国の法体系に基づいている。法案が法律として効力を有するようになるには、上院と下院でそれぞれ過半数の同意を得て、議会を通過する必要があり、その後総督の署名を持って発効となる。税制などに関する法案を除き、大多数の法案は、初めに下院に持ち込まれ、その後上院に送られる。またほとんどの法案は大臣によって提出される。通常、法案は数週間から数ヶ月で議会を通過するが、緊急の法案の場合は数日で通過することもある。毎年約200の法案が議会に提出され、約90%が法律となる。

⁸⁰¹ PEO, Making a Law



図表 豪州における法形成過程

【出典】豪州政府 PEO ウェブサイトをもとにエンヴィックス作成。

法規制の種類

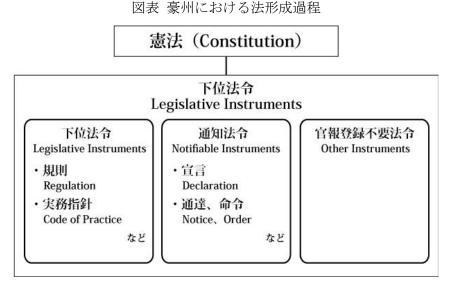
豪州の法規制の形態としては憲法、法律、そしてその下位法令がある。

下位法令(legislative instruments)とは、電子様式を含む文書であり、主に三つの種類に大別される802,803。

- a. 下位法令(規則や指針など)
- b. 通知(宣言や通達、命令など)
- c. 官報に登録する必要のない他の下位法令

多くの下位法令が 10 年程度で効力を失う日没日を迎える。また全ての下位法令が法的拘束力を持つものではない。既に登録されている法律や下位法令を有効とする、修正する、あるいは条文を削除する場合は、当該内容の下位法令を登録しなければならない。本報告でも規則(regulation)や実務指針(code of practice)など多種多様な下位法令を扱っている。

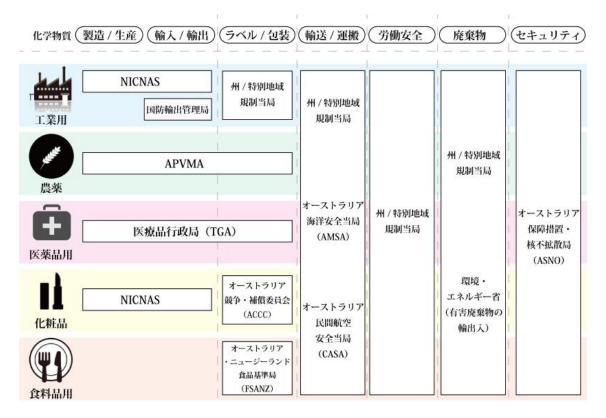
802 Office of Parliamentary Counsel (2016) "Instruments Handbook"
 http://www.opc.gov.au/about/docs/Instruments%20Handbook%202016.pdf
 803 Legislation Act 2003 https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00032



【出典】豪州政府 PEO ウェブサイトをもとにエンヴィックス作成。

化学物質管理に関する法体系

豪州における化学物質管理に関連した整理を以下の図に示す。これは主要な関連法規制分野とその管轄組織についての概観を示すものであり、法律や規則の体系的整理とはなっておらず、また網羅的でもない点に注意が必要である。しかしながら、多くの分野にまたがる化学物質管理、そして連邦と州など様々なレベルの所轄が複雑に絡み合う豪州の化学物質管理体系を俯瞰するには有用である。加えて、豪州はいくつかの分野で隣国ニュージーランドと協定や合意を結び、共同政策を実施している。食品の分野では共同で運営する組織が設けられ、世界でも稀に見る先進的な取り組みを進めている。その反面、この点も豪州の化学物質管理体系を把握する際の複雑さの一因となっていると思われる。



図表 豪州の化学物質管理体制概観

【出典】海外ヒアリング結果をもとにエンヴィックス作成。

14.2.3 各関連組織

豪州の行政機関は、ここ数年で複数回の名称・編成が変更となり、法律や政策の履歴を 追跡調査することが難しくなっている。多くは連邦政府の政権交代に依拠するものである。 このような背景を考慮し、以下に2017年3月時点の省とその役割、予算の一覧を整理する。

AN.	상다. 하는 그 상상	予算804	
省	役割・目的	(2015-2016) 805	
司法省	• 国の法枠組み、司法枠組みを維持・ 改善し、国家セキュリティと危機管 理を強化するための各種プログラム や政策を実施する。	約 904 億円	
Attorney-General's Departn			
https://www.ag.gov.au/Pages			
農業・水資源省	• 農業、水産業、食品産業、林業が市場競争力を保ち、持続可能性を確保できるよう努める。また生産管理や河川利用、水資源利用を確かなものとする。	約 1664 億円	
Department of Agriculture a	and Water Resources		
http://www.agriculture.gov.a	uu/		
通信・芸術省	通信産業-テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、郵便、デジタル技術の変化について、評価・分析し、政府へ助言や様々な取組みを行い、最新通信技術の便益向上を図る。	約 6800 億円	
Department of Communications and the Arts			
https://www.communications.gov.au/			
国防省	• 軍事的脅威から同国を守るため、国際的な国防関係、協力・同盟関係の	約3兆2786億円	

⁸⁰⁴ 豪州の歳出は、「省庁裁量項目(Departmental Outputs)」と「省庁管理項目 (Administered Items)」とに区分されるが、このうちの省庁裁量項目に、アウトプットが 設定されている。表では両項目の合計値を予算として整理している。各省庁は、省庁裁量 項目を利用して必要なアウトプットを提供し、省庁管理項目による支出と合わせて、アウトカムの達成を図ることになる。(※豪ドル/円レートは 1 ドル=約 86.6 円換算)805 連邦各省庁の予算

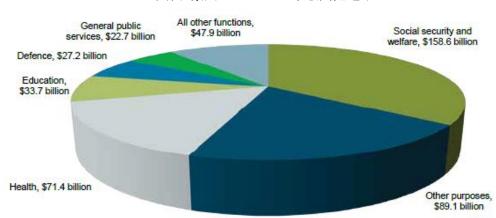
 $\underline{http://www.australia.gov.au/about\text{-}government/publications/budget\text{-}statements}$

省	役割・目的	予算 ⁸⁰⁴ (2015-2016) ⁸⁰⁵
	構築、国防に関わる研究開発、関連	
	する政府調達、国防関連産業の発展	
	などに取り組む。	
Department of Defence		
http://www.defence.gov.au/		
	• 国民が早期の幼児ケアや子供教育、	
	学校教育、高等教育、職業教育・訓	
教育・訓練省	練、そして国際教育・研究に容易に	約3兆1450億円
	アクセスでき、利用できるよう手助	
	けとなる政策を実施する。	
Department of Education as	nd Training	
https://www.education.gov.a	<u>u/</u>	
	• 国民が職を見つけ、安全、公平、そ	
雇用省	して生産的に職場で働き続けること	約 2012 億円
進力 省	のできるよう手助けとなる政策を実	水) 2012 信刊
	施する。	
Department of Employment	5	
https://www.employment.go	<u>v.au/</u>	
	・ 広範な政策分野で政府が目標を満た	
	せるよう、予算過程や主要な実務を	
財政省	主導し、特に公的部門リソース管理、	約3兆379億円
	ガバナンス・アカウンタビリティ枠	
	組みなどを通じて支援する。	
Department of Finance		
https://www.finance.gov.au/		
	• 国際的な文脈において同国の利益を	
H 34/F	保護・促進し、加えて国際社会の安	% 4500 ₩ III
外務省	定と経済成長、特にインドー太平洋	約 4566 億円
	地域についての貢献を図る。	
Department of Foreign Affairs and Trade		
http://dfat.gov.au/pages/default.aspx		
保健省	• 国民のより良い健康制度や高齢者介 護制度、加えて良好なスポーツ実績	約3兆9597億円

/JA	公山安山 - □ 64	予算 ⁸⁰⁴	
省	役割・目的	(2015-2016) 805	
	の実現へ向けて、エビデンスベース		
	の政策を実施していく。		
Department of Health			
http://www.health.gov.au/			
	• 広範な社会・健康・厚生サービスを		
人的サービス省	政策を通して提供する。高品質なメ	 約 11 兆 8756 億円	
)(HJ) O) H	ディケア(高齢者向け医療保険制度)	//J 11 / E O 1 O O / E / 1	
	や子供を対象とした支援など。		
Department of Human Serv	rices		
https://www.humanservices	.gov.au/		
	• 移民に関する事柄や広範な政策分野		
移民・国境 警 備省	に関連して税関について責任を有す	約 4802 億円	
1914 国元言明日	る。同国の国境を守ることを使命と	小 4002 忠 1	
	し、人や物の動きを管理する。		
Department of Immigration	and Border Protection		
https://www.border.gov.au/			
	• 同国の産業が国際的に競争力を有		
	し、成長と生産性を向上させるよう		
産業・イノベーション	にすることを目標とする。科学と商		
・科学研究省	用化の支援、成長産業投資、ビジネ	約 1449 億円	
• 符子柳九旬	ス開発能力の改善、法規制の円滑化、		
	効率性の高い組織の構築が 4 つの主		
	要な目的に挙げられている。		
Department of Industry, In	novation and Science		
https://industry.gov.au/Page	s/default.aspx		
	• インフラ、交通、地域開発の政策・		
ノンマニ・地位明改学	プログラムに責任を有する。評価・	% CO₹ 0 /	
インフラ・地域開発省	計画・投資を通じてインフラ開発・	約 6058 億円	
	地域発展に資する。		
Department of Infrastructure and Regional Development			
https://infrastructure.gov.au/			
社会サービス省	• 家族や子供、住宅、高齢者、地域、	数 11 V 0750 英田	
	社会的弱者、障害者、介護人、女性	約 11 兆 8756 億円	

省	役割・目的	予算 ⁸⁰⁴ (2015-2016) ⁸⁰⁵		
	の安全、メンタルヘルスなどを対象			
	とした政策に取組み、生涯における			
	よりよい福利厚生を目指す。			
Department of Social Service	Department of Social Services			
https://www.dss.gov.au/				
	環境、水、自然の遺産を保護、保全			
理接。エタルギータ	し、気候変動対策を促進する政策や	約 1249 億円		
<u>環境・エネルギー省</u>	取組みを実施する。大気、水、土壌、			
	国家遺産の四つの柱がある。			
Department of the Environ	nent and Energy			
http://www.environment.gov	<u>z.au/</u>			
	同国が直面する国内外の問題・政策			
	について政府に助言を与える、また			
首相・内閣省	は提案を行うことが主な役割。国家	約 4809 億円		
	セキュリティ上の問題の監督も行			
	う。			
Department of the Prime M	inister and Cabinet			
https://www.dpmc.gov.au/				
	• 退役軍人や国防軍職員、戦争未亡人			
	などへの支援として、恩給や補償、	%		
退役軍人省	ヘルスケア、リハビリ、カウンセリ	約1兆217億円		
	ングなど多くの支援に取り組む。			
Department of Veterans' Aff	airs			
http://www.dva.gov.au/				
	• 公共サービス支出やその条件、紙幣、			
	税制、郵便切手、また統計データの			
財務省	収集などを行う。主にマクロ経済政	約7兆9795億円		
	策に関連付けられ、州や特別地域政			
	府に交付金を提供する業務も含む。			
Treasury				
http://www.treasury.gov .au/				

以下、豪州連邦政府における歳出分野内訳を示した図である。社会保障および健康に関連する歳出割合がとりわけ大きくなっている。



図表 豪州の 2016-17 年歳出見込み

【出典】豪州連邦政府 2016-2017 年度予算806

本調査で主に対象となる省は保健省と環境・エネルギー省である。以下に本調査に関連する主要な規制当局の概要を整理する。

⁸⁰⁶ 豪州連邦政府 2016-2017 年度予算

本調査対象の化学物質管理を所管する主要な組織

【保健省(DoH)】

(1)組織名:

Department of Health

http://www.health.gov.au/

(2)組織図:

同省の組織図は 2017 年 2 月現在のものが、ウェブサイト上で公開されている。各部局と 担当者が記載された図になっている。下記を参照されたい。

保健省組織図

http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/health-struct.htm

(3)概要:

保健省は1921年に設立され、それ以降、組織名称や機能、構造について多くの変更がなされてきた。現在の保健省(Department of Health)という名称は2013年9月の選挙の結果を受け、変更がなされたものである。

高齢化調査、アクティブ・エイジング政策、高齢者介護サービスの管理・運用は、社会サービス省へ移行となった。加えて、アボリジニーやトレス諸島民政策、関連サービスの運用も首相・内閣省に移った。この他にも家族・子供向けサービス、障害者プログラム、連邦リハビリサービスなどが別の省へ移るなど、徐々に保健省の管轄にあった政策・プログラムが他の省へ移行してきた経緯がある。

より良い健康制度を目指し、アウトプットの向上、不平等の解消を目指すこと、加えて、 より国民が良いスポーツ実績を残すよう支援することも同省の活動に含まれている。健康 制度については、様々な主体との共同の取組みや新たな技術の適用などを通じて、制度へ のアクセスを容易にすることも目標の一つとなっている。目標達成を目指す主なアウトプット群は以下の通り。

- ・公衆衛生 ・民間の健康保険(関連制度) ・薬剤サービス ・医療従事者の能力
- ・医療・歯科サービスへのアクセス ・救急治療 ・バイオセキュリティおよび緊急時対 応
- ・基礎的な保健 ・スポーツとレクリエーション
- (4)本調査の対象となる化学物質管理制度を所管している部局:

【国家工業化学品届出·審査機構 (NICNAS)】

NICNAS は、「1989年工業化学品(届出・審査)法」(ICNA法) 807にもとづき保健省のもとに創設された国の工業化学品規制を所管する行政機関の名称である。現在の組織の所在はシドニーに置かれている。

NICNAS は、届け出られた新規化学物質の審査、既存工業化学品を収載するオーストラリア化学物質インベントリ(AICS)808の管理、既存化学物質多段階評価・優先順位付け (IMAP) プログラムの実施など、工業化学品全般の規制を担当している。ただし、オーストラリアでは現在、工業化学品の管理について、NICNAS が推奨しているさまざまな方策を各州が独自に実施しているケースも見られ、必ずしもすべての規制・管理が国として統一的になされているわけではない。

【環境・エネルギー省(DoEE)】

(1)組織名:

Department of the Environment and Energy

http://www.environment.gov.au/

(2)組織図:

同省の組織図は 2016 年 11 月時点のものが、ウェブサイト上で公開されている。各部局と担当者が記載された図になっている。下記を参照されたい。

環境・エネルギー省組織図

http://www.environment.gov.au/about-us/departmental-structure

(3)概要:

環境・エネルギー省の役割は、環境およびエネルギー政策に関して、政府に対して助言を行い、実施することで、政府が健全な環境と強靱な経済、活発な地域発展を目標として達成する支援を行う。様々なイニシアチブで、天然資源の保全と持続的な利用を促進し、また、エネルギーの効率的な利用、競争力があり、かつ信頼できる十分な量のエネルギー供給を通じて、地域や産業のエネルギー需要を満たすことを目指している。

主要な四つの目標として自然遺産の保全、気候変動対策、南極関連政策、エネルギー効率性・生産性の改善が挙げられている。

(4)本調査の対象となる化学物質管理を所管している部局:

【健康システム政策局: Health System Policy Division】

【国家排出インベントリ:National Pollutant Inventory】など

807 Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989: ICNA Act

⁸⁰⁸ Australian Inventory of Chemical Substances: AICS

【国家環境保護協議会 (NEPC)】

(1)組織名:

National Environment Protection Council

http://nepc.gov.au/

(2)概要:

NEPCは「1994年 NEPC法」の下設立され、二つの主な機能を有する。

- ・国家環境保護手法 (National Environment Protection Measures (NEPMs)を策定する。
- ・参加する行政区域とともに、NEPMs の運用とその効果に関する評価および報告を行う。 NEPM の分野は多岐にわたり、2017 年 3 月現在、以下の分野について NEPM が設けられている。
 - ・大気毒性 ・環境大気質 ・土壌汚染評価 ・ディーゼル自動車排ガス
 - ・管理廃棄物の移動 ・使用済み包装材

(3) 予算:

約55億円 (2015-2016)

【労働安全庁(SWA)】

(1)組織名:

Safe Work Australia

http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/SWA

(2)概要:

SWA は「2008 年 SWA 法」に基づいて設立され、国家全体における労働安全衛生の改善と、労働者の補償に関する状況を改善する政策の策定を主導する主な責任を有している。

また、SWA は 2009 年 11 月から独立した政府当局としても運営を始め、独立の立場にある議長をはじめとして、連邦政府および各州の代表、労働者側の代表、雇用者側の代表など多彩なメンバーで構成されている。

政府間協議会(COAG)の政府間合意(Intergovernmental Agreement⁸⁰⁹)に基づいて、 連邦と州、特別地域政府それぞれが共同で資金を拠出している。

^{809 2008} 年 3 月の COAG において、職業上の健康と安全 (OHS) に関する規制・運用改革についての政府間合意 (Intergovernmental Agreement) が合意された。これにより連邦と州、特別地域政府が調和化された OHS 法の目的を達成するための関係主体間の協働を定式化した。

国家政策として SWA が実際の労働安全衛生関連法を定めるわけではなく、SWA が策定するモデル法⁸¹⁰を参考に、連邦政府および州、特別地域政府がそれぞれの管轄行政区域内において労働安全衛生分野の法規則を策定し、効力を持たせるかどうかについて責任を持つ。

約100名以上のスタッフとともに、主に以下の目的達成のために活動している。

- 職業上の健康と安全(Occupational Health and Safety: OHS) と労働者の補償に関係する国家政策(モデル)の策定。
- OHS に関連するモデル法およびモデル規則の作成。必要に応じて連邦、各州が当該法 を採用する際の修正支援。
- OHS に関連するモデル実務指針(Model Code of Practice)の作成。
- 連邦、州や特別地域におけるモデル法やモデル規則、モデル実務指針の採用状況、法 令遵守および取締り状況などのモニタリング。

(3)予算:

約8億3900万円(2015-2016)

【オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)】

(1)組織名:

Australian Competition and Consumer Commission

https://www.accc.gov.au/

(2)概要:

オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) は、独立した連邦の政府当局であり、主な 役割は 2010 年競争・消費者法ならびに追加的な関連法規制の実施である。それにより競争 および公正な取引、国家インフラに関する規制を促し、国益の向上を図ることを目的とす る。

優先事項として以下の重要な目標が挙げられている。

- 市場競争力を維持・促進し、市場の失敗を解消する。
- 消費者の利益と安全を保護し、市場における公正な取引を支援する。
- ACCC の活動で影響を受ける広範な分野の団体との結びつきを強める、など。

(3)予算:

約 156 億円 (2015-2016)

⁸¹⁰ 日本の多くの報告書において豪州の労働安全衛生法規則をこのモデル法だと記載しているが、モデル法に法的効力はなく、単に法の「モデル」に過ぎないことに注意が必要。

【オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ)】

(1)組織名:

Food Standards Australia New Zealand

http://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx

(2)概要:

「1991年オーストラリア・ニュージーランド食品基準局(FSANZ)法」により FSANZ が設けられ、「オーストラリア・ニュージーランド食品基準」を策定、ならびに管理運用する二国間政府当局となった。 FSANZ は豪州では保健省の所轄となる。「オーストラリア・ニュージーランド食品基準(Australia New Zealand Food Standards Code)」は「2003年法規制法(Legislation Act 2003)」の規定を受ける下位法令である。当局に認可されたものは官報に掲載されることになる。

FSANZ は原材料、着色料、食品添加物、ビタミン、鉱物について使用を規制する基準を 策定している。また基準は、いくつかの食品についてはその組成もカバーする。例えば、 乳製品、食肉、飲料、さらに遺伝子組み換え食品など新技術で開発された食品などである。 加えて、いくつかの食品包装などのラベル要件についても責任を有している。

FSANZ 法では、FSANZ に対して、基準を策定する際、国内のみならず、国際的な基準についても考慮するよう要求しているが、直接国際的な基準を適用できる内容にはなっていない。

(3)予算:

約26億円 (2015-2016)

14.2.4 化学物質関連法規

(a) 化学物質一般

化学物質一般の規制として、日本の化審法に相当する豪州の法規制の概要を記す。化審法の主な内容には「新規化学物質の事前審査制度」、「上市後の化学物質の継続的な管理措置」、「化学物質の性状等に応じた規制および措置」が挙げられる。上市後の化学物質の継続的な管理措置には、製造・輸入数量の把握や、有害性情報の報告等に基づくリスク評価などが含まれる。また、化学物質の性状等に応じた規制および措置には、製造または輸入が原則禁止となる第一種特定化学物質の指定等が含まれている。これらの内容に少なくとも部分的に対応する豪州の法規制は「1989年工業化学品(届出・審査)法(ICNA法)」である。

日本の法規制では、化審法における既存化学物質と新規化学物質に関連する制度について、類似する制度が労働安全衛生法(以下、安衛法)においても設けられている。化審法はその制定、改正の経緯から公害対策の側面が強く、その目的も環境排出経由での人または生活環境動植物への影響に主眼を置いている。一方、安衛法における関連制度は、化学物質による労働者の健康障害を防止するという目的が置かれている。

豪州では ICNA 法に基づいて保健省の NICNAS (国家工業化学品届出・審査機構) が、公衆衛生、労働安全、環境面の 3 つの側面に関する影響について評価を行っている。従って日本の安衛法に対応する部分も一部、豪州の本項目「化学物質一般」に含めても良いのかもしれないが、本報告書では後述「(d)安衛法に対応する法規制」という項目を設けているため、後ほど概説することとする。

■ Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 (ICNA Act)

(1989年工業化学品(届出·審査)法(ICNA法)) <制定年 1990年 1 月、最新改正 2016年 7 月、保健省所管>

(a)-1-1 制定の経緯

ICNA 法関連制度は当初、連邦政府環境省が 1981 年に OECD の理事会決議に呼応して 法律によらない自主的な暫定制度として設けられた。その運用実績を踏まえて策定された 法律が ICNA 法である⁸¹¹。1992 年にリオで開催された地球サミット以降、多くの修正がな された。下位法令である「1990 年工業化学品(届出・審査)規則」についても 2012 年に 改正が行われ、2017 年 1 月 1 日より GHS に基づく分類および表示が義務となった。

⁸¹¹ 星川欣孝(2016)「化学物質総合管理法制」日本評論社

図表 ICNA 法関連の歩み

年	事項
1981	連邦環境省:工業化学品の通知・評価に係わる自主的な暫定制度を設定
1984	内閣環境評議会:工業化学品の通知・評価制度に関する検討書を発表
1986	暫定制度の運用を環境省から国家労働衛生安全委員会(NOHSC)812に移管
	※現在は、保健省所轄の NICNAS が所管。NOHSC はオーストラリア安全・補償
	協議会 (ASCC) 813とともに現在はSWA がその後継組織となっている。
1989	ICNA 法制定(1990 年発効)
1992	ICNA 法に基づき NICNAS 創設
1997	ICNA 法の修正により工業用化学品の製造・輸入者の登録制度を設定
1998	既存化学物質多段階リスク評価優先制度(IMAP)の強化策を策定
2006	IMAP 強化策に関する報告書を発表
2007	IMAP の見直し実施戦略を発表
2010	IMAP 見直しの進捗状況を公表
2012	工業化学品の届出・審査に関連する法規制の包括的見直しを発表
2012	ICNA 規則改正により 2017 年 1 月 1 日より GHS に基づく管理に移行
2013	COAG: 化学物質による環境リスク管理の改革案に対する意見募集開始
2014	NICNAS:工業化学品の輸入者・製造者向けガイドブックを公表
2015	NICNAS:輸入者・製造者向け企業機密保護請求に関するガイドラインを公表
2015	連邦保健省: NICNAS 改革を公表、2018年9月までの作業完了を目指す
2015	保健省: NICNAS 改革の実施計画を公表
2015	「工業化学品の環境リスク管理に関する国家基準」策定の動きが本格化
2016	環境・エネルギー省「工業化学品の環境リスク管理に関する国家基準案」814公表
2017	国連 GHS に準拠した化学品の分類・ラベル表示制度が施行

【出典】星川欣孝(2016)、「化学物質総合管理法制」日本評論社を参考にエンヴィックスが追補・作成。

ICNA 関連法規制の策定当時、連邦政府には工業用化学品のリスク管理に関する法律がなく、化学物質の使用に係わる労働安全衛生管理、環境管理などのリスク管理領域別の規制は、連邦政府ではなく各州政府が所管していた。従って、連邦政府と州政府の所管の分担を踏まえて、NICNAS が策定するリスク評価書には、化学物質総合管理の観点から行われ

⁸¹² National Occupational Health and Safety Commission (NOHSC)

⁸¹³ Australian Society of Cosmetic Chemists (ASCC)

⁸¹⁴ Draft National Standard for Environmental Risk Management of Industrial Chemicals

るリスク評価の結果の記述に加え、州政府および特別地域政府に対する勧告として、適切な取り扱い、リスク評価に必要な追加データの有無などに関して一連の勧告が記述される²⁹。

(a)-1-2 現行の法令の内容

法令名	1989 年工業化学品(届出·審査)法(ICNA 法)
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00816
目的	ICNA 法の目的は第3条815に以下のように記されている。
	同法は次の目的を達成するため、工業用化学品の届出・審査に関する国家
	制度を提供する。
	① 工業化学品の輸入、製造または使用に関連する可能性がある、労働安全衛
	生、公衆衛生および環境へのリスクを見出すことによって、オーストラリ
	ア国民と環境の保護を促進させる。
	② 工業化学品に対する規制責任を持つ連邦、州および特別地域の組織に、工
	業化学品についての情報を提供し、勧告を出す。
	③ 化学品の規制に関連する国際協定に基づくオーストラリアの義務を遂行
	する。
	④ 工業化学品に関する統計を収集する。
所轄官庁	保健省
規制対象	■ <u>主な対象</u>
物質	対象となるものに関連する各種定義について記す。
	「化学品」とは、相反する意図が現れるものでない限り、
	・混合物に含まれるものを含めた化学元素、
	・混合物中の化合物または合成物を含め、化学元素の化合物または合成物、
	・UVCB 物質816(組成が不明または不定である化学品、複雑な化学反応生
	成物、または全身の動物または植物すべて以外の生物材料)
	・天然に算出する化学品
	ただし、成形品 (Article)、放射性化学物質、混合物は含まない。
	「工業用化学品」とは、工業的用途を有する化学品。工業的用途とは、除外
	用途以外の用途を意味する。
	<u>除外用途</u> :
	・農業用化学品または農業用化学品の成分としての使用
	・動物用医薬品または動物用医薬品の成分としての使用

 $^{^{815}}$ JETOC(2014)、「オーストラリア工業化学品(届出・審査)法および規則(第 5 版)」

 $^{^{816}\,}$ Substances of Unknown or Variable composition

	・治療への使用または治療用の調整もしくは製造における原料または構成	
	成分としての使用	
	・人もしくは動物による消費が意図される食品またはそのような食品の成	
	分としての使用	
規制内容	■ 新規工業用化学品の審査登録制度	
	■ 既存化学物質の評価制度	
	- 既存化学物質の多段階評価・優先制度(IMAP)	

主な規制内容

新規化学物質、すなわちオーストラリア化学物質インベントリ(Australian Inventory of Chemical Substances: AICS)に未収載の化学物質を製造または豪州に輸入するには、製造者または輸入者はその物質についての情報を NICNAS に届け出た後、審査・承認をうけなければならない。AICS に収載されている物質は既存化学物質とされ、新規工業用化学品は、審査証明書の取得から 5 年経過すると、AICS へ収載されることとなる。既存化学物質は IMAP により評価され、優先的に製造や輸出入を規制する物質を特定する。

新規化学物質の審査制度817

少量化学品許可制度はあるが、年間製造・輸入量1トン以上の標準届出において、製造・ 輸入数量による試験項目の段階届出制度はない。また、成形品(アーティクル)や混合物 は免除されるが、ポリマーの届出は必要とされている。

届出対象物質:

AICS に収載されていない工業化学品 ※化粧品用の化学品は工業用化学品に含まれる。

• 届出対象者:

新規工業化学品の製造業者または輸入業者。届出には NICNAS に企業登録を行う必要がある。登録年度は 9 月 1 日から 8 月 31 日まで。登録年度内に製造または輸入しようとする化学品の総価値 (Total Value) の試算に基づき、登録料が定められている818。

• 届出時期:

https://www.nicnas.gov.au/register-your-business/how-much-do-I-pay

⁸¹⁷ 経済産業省(2016)「平成 27 年度化学物質安全対策(化審法の施行状況等に関する調査)」 http://www.data.go.jp/data/dataset/meti_20160628_0337/resource/8890b4d9-ef7e-48d 6-9d82-b5b9636fa11d

⁸¹⁸ NICNAS – How much do I pay?

新規工業化学品の製造業者または輸入業者が審査証明書の申請を行い、審査証明書 交付後、製造または輸入が行える。審査期間は、90 日(自己審査によらない審査証明 書申請の場合)、または28 日(自己審査による審査証明書申請の場合)である。

• **届出場所**: NICNAS に届出を行う。

届出要件:

新規工業用化学品の届出に際しては、同法附属書パートAならびにパートBに記載されている事項を含まなければならない。要件は届出対象となる工業用化学品が、どの種類の届出になるのかなどの下記事項が含まれる。

パートA

- ・同法第23条4項から9項のいずれに該当する化学品か。(※届出対象の種類)
- ・対象化学品の健康への影響および環境への影響に関する要約
- ・化学物質がいかにして有害性化学品の定義に合致するのかに関する要約
- ・豪州以外の国でどのように対象化学品に関連する何らかの届出が行われたのかについての詳細
- ・この届出記述書で言及されている刊行物の一覧

- ・化学品の特定情報
- ・化学品の組成情報
- ・予定されている各用途に導入される化学品の数量についての百分率の概算

など多数。

製造・輸入開始時期

届出者が審査証明書の申請を行い、審査証明書交付後、製造または輸入が行える。 製造・輸入業者は、製造・輸入開始後 7 日以内に開始届出を提出する。審査期間は、 90 日(自己審査によらない審査証明書申請の場合)、または 28 日(自己審査による審査証明書申請の場合)である。

• 罰則:300罰金単位819

また、申請または許可証の内容に違反が認められた場合、許可証の取り消しが実施される。

 $^{^{819}}$ ICNA 法では違反行為に対して適用される罰金額が全て罰金単位で表されている。現在の 1 罰金単位 (penalty unit) は、AU \$ 170 となっており、2018 年 7 月より AU \$ 180 に変更される予定。

■ 既存化学物質の評価制度

NICNASはまた、既存化学物質についても後述既存化学物質多段階評価・優先制度(IMAP)や優先既存化学品(PECs) 820制度などによる評価に基づき、製造や輸出入を規制している。

オーストラリア化学物質インベントリ (AICS)

NICNAS は、オーストラリアにおける既存工業化学品を収載するオーストラリア化学物質インベントリ (AICS) を管理している。AICS に収載されていない物質は新規化学物質とみなされ、これを製造または輸入するには製造者または輸入者が NICNAS に届け出て審査・承認をうけなければならない。

公開 AICS と非公開 AICS

AICS は、すべての情報が開示されている公開(pubic)AICS⁸²¹と、保護すべき企業秘密 保護を含む非公開(confidential)AICS⁸²²とから構成されている。公開 AICS は文字どお り一般に公開されており、ここに収載された化学物質はウェブ上でも化学品の名称や CAS No.から検索することができるが、非公開 AICS にアクセスするには特別の許可が必要であ る。

機密ビジネス情報の保護について:

企業が新規工業化学品の情報を非公開 AICS に入れてもらうには、まず機密保護請求をおこなって NICNAS の承認を得ることが必要である。

これについて NICNAS は、化学品の輸入者および製造者向けに、化学品に関する企業機密保護を請求する際の手続き等に関する詳しいガイドライン⁸²³を定めている。

既存化学物質多段階評価·優先制度(IMAP)

IMAPは、オーストラリア化学物質インベントリ(AICS)に収載されている化学物質のリスクを評価するプログラムである。評価は、「トランシェ」と呼ばれる対象物質群ごとに順次実施されている。各トランシェについて、ティアIからティアIIIまでの3段階に分けたリスク評価がおこなわれ、これが、「多段階」評価と呼ばれているゆえんである。

- ティア I: 基準に照らしたハイスループット評価

⁸²⁰ Priority Existing Chemicals (PECs)

⁸²¹ 公開 AICS https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/public-AICS

⁸²² 非公開 AICS https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/confidential-AICS

 $^{^{823}}$ GUIDELINES: Applying for certain information to be exempt from publication by NICNAS and Establishing a case for confidential listing of chemicals on the Australian Inventory of Chemical Substances

 $[\]underline{https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/listing-chemicals-on-aics/Applications-and-guidelines-confidential-AICS}$

- ティア II: ティア I で懸念ありとされた物質を対象に、基準に照らして物質ごとに 評価
- ティア III: ティア II で優先的にさらなる評価をする必要があるとされた物質を対 象に、詳細なリスク評価を実施

当該制度では、これまでにトランシェ1からトランシェ18までの物質群(総数3000物 質超)の評価が完了しているが、AICSにはまだ3万を超える未評価物質が収載されている。

IMAP における評価手順、評価項目および評価方法の詳細は IMAP フレームワークに記 載されている824。

優先既存化学物質(PECs)制度

NICNAS は IMAP 制度の評価結果を受けて、健康と環境の面で特に懸念のある物質を優 先既存化学物質 (PECs) として指定し、その評価を進めており、これまでに 40 以上の PECs の評価結果を公表している825。

優先既存化学品(PEC)として判定されると、大臣は、実施可能な限り速やかに、化学 品官報に公示によって、PEC の宣言を行う。PEC として宣言された場合、審査の申請を 行わない限り当該化学品の製造・輸入が禁止され、情報提供が求められる。

• 罰則:300罰金単位

(a)-1-3 運用状況

【NICNAS 改革】

■ NICNAS 改革について

保健省は 2015 年 9 月に NICNAS 改革の実施計画を発表した。これは、新規化学物質の クラス分け等を含む規制のありかたの見直し、新規化学物質および既存化学物質のリスク 評価プロセスの合理化、国際的な評価資料のさらなる活用などをおもな内容とするもので、 2018年9月1日を最終目標に設定している。この改革には、新たな立法措置も必要となる。

こうした改革に向けて、NICNAS は改革の方向性を示すコンサルテーション・ペーパー826 を 2016 年 10 月までに 4 度にわたって公表し、意見を募集した。以下は、それらコンサル テーション・ペーパーによって示された改革のおもなポイントである。

⁸²⁴ IMAP framework

https://www.nicnas.gov.au/ data/assets/word doc/0019/37036/IMAP-Framework.docx 825 各 PECs 評価結果 https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/pec-assessments 826 コンサルテーション・ペーパー (1-4)

https://www.nicnas.gov.au/have-your-say/nicnas-reforms/Consultation-Papers-1-4

改革の狙い:

NICNAS は改革の狙いとして以下の 4 点を挙げている。

- 上市前および上市後の規制の要求条件を、新規化学物質のリスク・プロファイルに見合ったものにするべく、両者のあいだのバランスを再調整する。(即ち、リスクの比較的低い新規化学物質を現体制下よりはやく市場に出すことができるようにする。)
- 新規および既存化学物質について、現行のリスク評価プロセスを簡素化する。
- 国際的な評価資料をさらに活用する。
- 規制遵守のためのより適切なツールを用意する。

■ 新規化学物質登録・審査関連

新規化学物質の扱い

ある工業化学品が新規化学物質に該当するかどうかを判断する責任はその化学品を製造・輸入しようとしている企業にあり、新規化学物質と判断したものについては、企業がその物質の曝露と有害性に関する十分な情報を入手し、その物質が NICNAS への届出なしに製造・輸入できるものか、あるいは届出さえすれば製造・輸入できるものか、または評価をうけなければ製造・輸入することができないものなのかを、みずから判断することを義務づける制度にする。

• 市場投入前の評価が義務づけられる新規化学物質の数を70%以上低減

新規化学物質をリスクによって以下のように分類し、それによって市場投入までのルートを3つに分け、市場投入前の評価が義務づけられる新規化学物質の数を大幅に減らす。

- **きわめて低リスク (免除化学物質)**:届出も評価も必要ない。
- **低リスク (報告対象化学物質):** 市場投入には NICNAS への届出が必要だが、評価 は必要ない。
- **中リスクまたは高リスク(評価対象化学物質)**:届出と市場投入前評価が必要。ただし、中リスク化学物質の場合は、指定された国際機関によりすでに評価されているものであれば、届出のみで市場投入が可能。

ナノマテリアルの輸入規制

ナノマテリアルを輸入するにはそれが再梱包されることなくそのまま輸出される場合か、 または 100 キログラムを超えない量が研究用に持ち込まれる場合を除いて、事前に届け出 なければならない制度に改めることを検討。

(a)-1-4 今後の予定

【NICNAS 改革】

改革全般に関しては、現在、2016年10月に公表し、11月に意見募集を締め切ったコンサルテーション・ペーパー4827に関するレビューを行っている最中である。

■ IMAP プログラムの見直しについて

NICNAS は現在、IMAP プログラムの改善を検討しており、プログラムのレビュー結果をまとめた報告書を 2016 年 7 月 11 日に公表した828。NICNAS は 2012 年から 2015 年にかけてのステージ 1 のリスク評価期間に、AICS 収載の 3215 物質について健康または環境面でのリスク評価結果を 4315 件公表したが、AICS には依然としておよそ 3 万 4000 の未評価化学物質が収載されていることから、報告書では評価の優先順位付けの基準の策定が望まれると述べている。

報告書はまた、優先順位付けの基準策定にあたっては、国際的な規制動向などから窺い知ることのできる「懸念の指標」や、国際的なベスト・プラクティスに倣った化学物質のグループ分けの戦略などを考慮に入れなければならないとしている。

今後の見通しについて NICNAS は、現在の IMAP プログラムの枠組をあと 2 年は維持するとしている。その後は、現在進行中の NICNAS 改革の一環として策定が進められている新たなリスク評価の枠組が 2018 年 9 月には実施に移される予定である。

■ 【Draft National Standard for Environmental Risk Management of Industrial Chemicals】

(工業用化学品の環境リスク管理に関する国家基準案) 環境・エネルギー省

本項では主に保健省 NICNAS が管理・運営する制度について概観してきたが、工業用化学品の環境リスク側面を評価する全国的な基準を設ける動きが環境・エネルギー省のほうで見られる。2016年11月に国家基準案829が公表され、2017年3月3日に意見募集を締め切り、現在レビューを行っている。

■ 目的

本基準の主な目的は以下の二点。

・工業用化学品の環境リスク管理の改善を通じて、より良い形での環境保護を達成すること

https://www.nicnas.gov.au/have-your-say/nicnas-reforms/Consultation-Papers-1-4/Consultation-Papers-4

https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/imap-assessments/imap-review-2016 829 工業用化学品の環境リスク管理に関する国家基準案

http://www.environment.gov.au/protection/chemicals-management/national-standard/dr aft-national-standard-environmental-risk-management-industrial-chemicals

⁸²⁷ コンサルテーション・ペーパー4

⁸²⁸ IMAP レビュー報告書 (2016)

・政府、産業界、地域に関する工業用化学品の環境リスクに対して、全国的に一貫性と透明性を有し、予見可能性が高く、円滑なアプローチを提供すること

背景の一つには連邦と州の権限や責任の重複を避ける狙いがある。例えば土壌および水のリスク評価は、連邦の所轄の土地あるいは流域では、連邦政府のリスク評価、それ以外は基本的に州政府の評価となっているが、実際に大規模プロジェクトを行う際には、連邦と州の両方の許可が必要となることが多い。また評価要件も異なる。工業化学品がもたらすリスク評価についても同様の重複・棲み分け等への懸念が想定されている。

■ 懸念の程度による仕分け

この国家基準案では、化学品を懸念の程度によって 7 つの区分(環境スケジュール)に 仕分けすることになっている。

図表 国家基準案における工業化学品の分類

懸念 カテゴリー	環境 スケジュール	特徴
高懸念	7 禁止物質	・残留性、生物蓄積性、および毒性のある (PBT ⁸³⁰) 物質 ・分解生成物が PBT に該当する物質 ・他、深刻な環境影響の懸念がある物質 (代替物質があり、且つ使用する必要がないとする物質)
高懸念	6 制限物質	・難分解性、生物蓄積性、および毒性のある(PBT)物質・分解生成物がPBTに該当する物質・他、深刻な環境影響の懸念がある物質 (代替物質がない物質)
中懸念	5 潜在的に深刻 かつ長期間続く 環境影響が懸念 される物質	・GHSに従い、環境の特定の側面に対して、有害性、毒性、または非常に強い毒性を有している、加えて、 ・NICNASにより定められる評価スコープにより、環境ばく露により環境の特定の側面に有害な影響を引き起こすと予見される物質。 他にも ・金属、または金属イオン ・難分解性、生物蓄積性を有する物質 ・環境に対して非常に強い毒性を有し、難分解性のもの・環境に対して非常に強い毒性を有し、生物蓄積性を有する

⁸³⁰ Persistent, Bio-accumulative and Toxic

-

懸念		
		特徴
カテゴリー	スケジュール	
		<i>€</i> Ø
		・生物蓄積性および内分泌かく乱特性を有する物質、など
		・GHSに従い、環境の特定の側面に対して、有害性、毒性、
		または非常に強い毒性を有していており、かつ、
	4	・NICNAS により定められる評価スコープにより、環境ば
山脈へ	4 左字でも N	く露により環境の特定の側面に有害な影響を引き起こすと
中懸念	有害であり 高リスクの物質	予見されない物質。他にも
	尚リヘクの物質	・金属、または金属イオン
		・生物蓄積性を有する物質
		・内分泌かく乱特性を有する物質、など
		・GHSに従い、環境の特定の側面に対して、有害性、毒性、
		または非常に強い毒性を有していており、かつ、
	3	・NICNAS により定められる評価スコープにより、環境ば
中懸念	有害であり	く露により環境の特定の側面に有害な影響を引き起こすと
	中リスクの物質	予見されない物質。他にも
		・金属、または金属イオン
		・環境に対して短期または長期の悪影響を及ぼす物質など
		・GHSに従い、環境の特定の側面に対して、有害性、毒性、
	2	または非常に強い毒性を有していており、かつ、
低懸念	有害だが	・NICNAS により定められる評価スコープにより、環境ば
	低リスクの物質	く露により環境の特定の側面に有害な影響を引き起こすと
		予見されない物質。
低懸念	1	他のスケジュール要件を満たさず、環境に対する低い有害性
	非有害性または	
	低有害性物質	を有する、もしくは非有害性である物質

■ NICNAS 改革に呼応

先に述べた NICNAS 改革においても新規化学物質の評価に、リスクに応じた分類を新たに検討しており、これらの動きは連動していると見られる。

当該国家基準の今後の見通しとしては、2018年に施行予定とし、現在のところ強制力を もたせず、各州への推奨事項となるという⁸³¹。したがって、当該基準を用いてどのような 法規制を設けるかは各州に委ねられることになる。

⁸³¹ 現地ヒアリング結果。

(a)-2 化学物質一般(GHS 分類、ラベル、SDS)

化学物質一般に関わる GHS 分類、ラベル表示、SDS について、日本における関連内容に対応させて豪州での法規制動向を概説する。

日本では2001年の国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」が設置されている。厚生労働省を幹事とし、様々な省庁や独立行政法人、産業組織、専門家などのメンバーで構成されており、本国内でのGHS実施に関するさまざまな活動(国連GHS文書の邦訳、国による化学物質のGHS分類、国連GHS専門家小委員会での対処方針の決定等)を行っている。日本でSDSの作成を義務付けている法律は、「化学物質排出把握管理促進法(化管法)」、「労働安全衛生法(安衛法、または労安衛法)」および「毒物および劇物取締法(毒劇法)」の3つである。対象部分の内容の要約を以下に記す。

【化管法】

• 化管法に基づく <u>SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務</u>は、指定化学物質(第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質) や、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡または提供する全ての事業者に課せられる。SDS およびラベルの作成に際しては、<u>GHS に対応する JIS Z 7253</u>(「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法・ラベル、作業場内の表示および安全データシート(SDS)」)に適合する方法で行うことを努力義務としている。

【安衛法】

• 安衛法では「爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの」として、<u>ラベル表示・SDS 交付義務対象</u>となる 640 物質を施行令で定めている。求められる表示の内容では、人体に及ぼす作用、貯蔵または取り扱い上の注意、注意喚起語、安定性および反応性、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章が、上述 GHS に対応する JIS Z 7253 に従って作成することで安衛法の規定を満たすことになる。

※2017年3月に追加的に27物質が上記ラベル表示・SDS 交付義務対象として施行令に追加された。当該追加物質については2018年3月施行となる。

【毒劇法】

• 毒劇法では、当該法で定める毒物ならびに劇物を販売または授与する場合、譲受人に対し、当該<u>毒物または劇物の性状および取扱いに関する情報を提供しなければならない</u>とし、施行令および施行規則により SDS の提供が求められている。但し、毒劇法では、GHS に対応したラベルを義務として求めてはおらず、推奨事項としている。別途通知において JIS Z 7253 の項目と、法で定められた記載項目についての相

違をわかりやすく解説しており、記載漏れや誤りがないように注意喚起がなされている。

豪州において本項目に対応する法規制は「労働安全衛生法」である。

■ [Work Health and Safety Act 2011]

(2011年労働安全衛生法)

<制定年 2011 年、最新改正 2016 年 7 月、SWA 所管>

■ 【Work Health and Safety Regulation 2011】

(2011年労働安全衛生規則)

<制定年 2011 年、最新改正 2017 年、SWA 所管>

(a)-2-1 制定の経緯

2012年1月1日、オーストラリアで2011年労働安全衛生法(Work Health and Safety (WHS) Act 2011)が発効した。これまで、オーストラリアにおける有害物質および危険物管理はそれぞれの州で独自に行われていた。有害物質についてはNOHSCが策定した「有害物質分類の認証基準」、危険物については「危険物輸送のためのオーストラリアコード (ADG code⁸³²)」がそれぞれ分類の基準となっていた。

新たな制度適用には移行措置が設けられ、期間は5年間とし、2017年1月1日から完全施行となった。制度的移行措置は、オーストラリア労働安全庁を構成する三者代表——連邦政府と各州の代表、労働者側代表、雇用者側代表——が、化学品サプライヤーらからの懸念の声に応えて検討した結果、2016年11月25日に合意に達したものである。

各自治体における規制の一貫性を保つため、各州法のモデルとなる「モデル WHS 法」を作成することにより各地域での規制の調和を図ることを目的に合意がなされた。モデル WHS 法は、モデル WHS 規則および実務指針(Code of Practice)により補完され、実際の対応に当たる実務者の手引きが設けられている。連邦政府、州および特別地域政府は、同規則および実務指針を 2012 年 1 月 1 日までに採択することに合意し、今回の制度的移行となった。以下の表に化学品の分類・ラベル表示・SDS に関する制度的移行を整理する。

図表 化学品の分類・ラベル表示・SDS に関する制度的移行

	2016年 12月 31 日まで	2017年1月以降 (義務化)
八柘	有害物質分類の認証基準	化学品の分類および表示に関する世界調
分類	[NOHSC:1008(2004)]	和システム(GHS)改訂第3版
ラベル	国内実務指針:職場の化学物質のラベ	モデル実務指針:職場の有害化学物質の

⁸³² Australian Dangerous Goods Code

-

	ル表示 [NOHSC:2012(1994)]	ラベル表示(2011)
SDS	化学物質安全性データシート作成に 関 す る 国 内 実 務 指 針 [NOHSC:2011(2003)]	有害化学品の安全性データシート作成に 関する実務指針 (2011)

(a)-2-2 現行の法令の内容

法令名	2011 年労働安全衛生法
佐节名	2011 年労働安全衛生規則
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887
	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030
目的	■ <u>WHS 法の目的</u>
	本法の目的は、作業者および作業場所の衛生および安全を確保するための、
	整合されかつ国家的に統一された枠組みを定めることである。
所轄官庁	労働安全庁(SWA)
規制対象	■ 有害性化学品
物質	● 有音性化子。
規制内容	■ WHS 法における情報提供の規定
	■ 分類義務
	■ ラベル表示義務
	■ SDS 作成・更新・提供義務

分類・ラベル・SDS 全般に関連することとして、WHS 法では情報提供についての規定が 定められている。

■ WHS 法における情報提供の規定

当該法第 22 条から 25 条までには、「プラント (施設)、物質または構造物」を「設計」「製造」「輸入」「供給」する者を対象とし、「物質の有害特性を含む計算、分析、試験または検査の結果に関して、適切な情報」を提供する内容の規定が設けられている。

具体的には下位法令にあたる WHS 規則に分類・ラベル表示・SDS についてそれぞれ要件が定められている。その概要を以下に整理する。

■ 有害性化学品の定義

WHS 規則における有害化学物質の定義は第5条に定められている。

有害性化学品(hazardous chemical)は、GHS の危険有害性の基準を満たす物質、混合物または成形品を意味する。しかし、以下の危険有害性区分の一つのみの基準を満たす物質、混合物または成形品は含まれない。

- 急性毒性-経口-区分 5
- 急性毒性-経皮-区分5
- 急性毒性-吸入-区分5
- 皮膚腐食性/刺激性-区分3
- 重篤な眼損傷性/眼刺激性-区分2B
- 吸引性呼吸器有害性-区分2
- 可燃性ガス-区分 2
- 水生環境急性有害性-区分1、2、または3
- 水生環境長期間有害性-区分 1、2、3 または 4、あるいは
- オゾン層に対する有害性

注記: 附則 6 (混合物の分類) によって、GHS のいくつかの分類が置き換わっている。 (GHS は、国連 GHS 文書第3版を意味するが、附則6に従って内容が修正されている。)

※ICNA 法との関係

ICNA 規則で規定されている工業用化学品を規定する法規則においても、有害性化学品の定義は上記と同一のものとなり、図表の「分類」について GHS と関わりがある。

■ 分類

当該規則の7章において有害化学物質の分類については以下の通り定められている。「製造者または輸入者は、製造または輸入された物質、混合物または成形品が有害化学物質であるか否かを決定し、またその場合、作業場所への供給の前に附則9(分類、包装およびラベル表示の要件)のパート1に要求されているように、有害化学物質を適切に分類する。」

義務

第 329 条に分類義務と罰則についての規定が記されている。物質、混合物ならびに成形 品の製造者または輸入者は、作業場に対象となるものが初めて供給される前に、それらの 分類を決定しなければならず、それらが有害性化学品だった場合は、規則にしたがい適切 に分類しなければならない。

罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

有害性化学品情報システム (HCIS⁸³³)

HCIS は制度移行前の分類基準であった「有害物質分類の認証基準[NOHSC:1008(2004)]」に基づいた物質分類に関するデータベース「有害物質情報システム (HSIS)」を代替し、GHS に基づいた物質分類を提供するデータベースである。WHS 規則のもと使用を義務づけるものとはなっていないが、4500 を超える物質の分類情報や職場でのばく露基準を検索できるデータベースとなっている。

■ ラベル表示

義務

第 335 条にラベル表示義務と罰則についての規定が記されている。物質、混合物ならびに成形品の製造者または輸入者は、有害性化学品の製造および輸入を行った際には直ちに適切なラベル表示を行わなければならない。

罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

■ SDS

義務

<作成義務>

第 330 条に安全性データシート (SDS) の作成義務と罰則についての規定が記されている。有害性化学品の製造者または輸入者は、有害性化学品の製造および輸入を最初に行う前に、SDS を作成しなければならない。実行可能性に乏しい場合は、作業場に最初に供給される前に、その対応が実行可能となったら直ちに作成しなければならない。

<情報更新義務>

また、有害性化学品の製造者または輸入者は、最低でも5年ごとにSDSを見直さなければならず、正確で最新の情報のものとなるよう必要に応じて修正しなければならない。

<提供義務>

そして、有害性化学品の製造者または輸入者は、有害性化学品に添付して、または提出を求められた際に最新の SDS を提供しなければならない。

⁸³³ Hazardous Chemical Information System

罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

(a)-2-3 運用状況

各州の運用状況については、(d)安衛法の項目に整理したため、項目(d)の「運用状況」を 参考にされたい。

(a)-2-4 今後の予定

2012年に実施されたラベル・SDS に関わるモデル法の国内関係者によるレビューが 2018年に行われる予定。また、GHS 第 6版を導入する予定ではあるが、その時期については、 EU 等と合わせる予定834。

また中長期的な戦略目標としては、「2012年-2022年オーストラリア労働安全衛生戦略」が策定されている。

⁸³⁴ 現地ヒアリング結果より。

(b) PRTR

日本の化管法に対応する法規制について、豪州での規制動向を概説する。日本の化管法は PRTR 制度と SDS 制度を柱にして、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。SDS 関連制度については、「(a)-2 化学物質一般(GHS 分類、ラベル、SDS)」で取り上げているため、本項目では PRTR 制度に焦点を当てて概説する。日本の PRTR 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を対象とし、事業所からの環境(大気、水、土壌)排出量、ならびに廃棄物に含まれた形での事業所外への移動量について、事業者が自ら把握し、国に届出を行い、そのデータやそれを元にした推計に基づき、対象物質の排出量・移動量を集計・公表する制度である。環境の保全上の支障を未然に防止することが主眼になっている。

豪州において化管法の PRTR 制度の内容に対応する法規制を以下に記す。

■ 【National Environment Protection (National Pollutant Inventory) Measure 1998】
(1998年国家環境保護(国家排出インベントリ)手法)
<制定年 1998年、最新改正 2008年 11月、環境・エネルギー省所管>

(b)-1. 制定の経緯

豪州において、日本の化管法、PRTR 制度に相当する制度は「国家排出インベントリ (National Pollutant Inventory: NPI)」と呼ばれる。NPI を規定する連邦レベルの法規制は「1998 年国家環境保護手法 (NPI)」(NPI NEPM)である。国家環境保護手法 (NEPM: National Environment Protection Measure)には NPI の他にも様々なものがあり、「1994年国家環境保護協議会法」で協議会が国家環境保護手法を策定できる旨、規定されている。また「1998 年国家環境保護手法 (実施)法」も設けられており、国家環境保護手法 (NEPMs)を実施するための各州の法律は、本来であれば連邦政府機関の業務には適用されないものであるが、同法は、それら各州の法律を場合によっては連邦政府機関の業務にも適用することを可能にして NEPMs の全国的に統一のとれた方策の実施に資するためものである。実質的に NPI に関する取組みや協議が始まったのは 1995-1996 年頃である。NEPC がNPI NEPM の策定に取りかかったことに端を発している。この NPI 制度以前には PRTR制度に該当する複数の環境媒体を対象とし公表を前提とした連邦の排出目録制度は存在していなかった。しかし、多くの地域には大気への排出目録制度があり、この制度が州の環境政策の進捗状況や成果を評価する手法として活用されてきていた。但し、大気の排出に

関する情報は州当局により機密扱いとされ、一般に公開されていたのは集計データと推計

技術に関する情報だけとされた 835 。以上のような経緯の後、 1998 年2月27日にNPI NEPMは発効となった。

(b)-2. 現行の法令の内容

法令名	1998 年国家環境保護(国家排出インベントリ)手法
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2008C00620
目的	本制度の目的については、第 5 条「望ましい環境アウトプット」ならびに
	第6条「国家環境保護目標」として記されており、次の点が挙げられている。
	環境大気質、海洋、河口域、水質の管理・改善。
	• 有害廃棄物に関連する環境影響の最小化。
	• 資源の持続可能な利用へ向けた改善。
	• 報告リストに掲載されている物質の排出と移動に関する広範な情報の収
	集。
	• 収集した情報をコミュニティの全てのセクターに、利用可能で、アクセ
	スしやすく、また容易に理解できる様式で広く提供する。
	加えて第7条(NPIの作成)には、データベースとしての NPI が含むべき
	情報についての記載があり、以下の情報を含むとされている。
	• 地理的な基準に基づいた特定の物質の排出量および移動量についての情
	報。有害性または深刻な影響についての情報も含まれる。
	• 環境計画および管理に関する政策形成や意思決定を強化促進する情報。
	• 産業界、政府、地域における廃棄物最小化とクリーナー・プロダクショ
	ンの取組みについて。またそれによりその実施を促進する。
	• 情報は一般に利用可能とし、アクセス可能とする。
所轄官庁	環境・エネルギー省
規制対象	■ 報告対象物質(reporting list)(NPI NEPM のスケジュール A 収載)
物質	93 物質
規制内容	■ 報告対象施設(reporting facility)について
	報告対象物質を有する場合、以下の情報の報告が必要となる。
	ー 施設に関する提出資料。
	物質特定情報ならびに期間内の各物質の排出データ。
	- 期間内に燃焼された燃料または廃棄物の種類と量。
	排出データの統合を評価する際に必要と思われるその他の情報。
	各物質についての物質特定情報および義務的移動量データ

⁸³⁵ NITE (2010)「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

法令名	1998 年国家環境保護(国家排出インベントリ) 手法
	(カテゴリー1,1b または 3)。
	- 義務的移動量データの統合を評価する際に必要となると思われるそ
	の他の情報。
	- 施設の所有者または所有者が認可した担当者の署名がなされた声
	明。所有者が情報を収集し、提供しているというデュー・ディリジェン
	スの実施に関する内容のもの。
	各州の法規則が定める範囲内で、上記報告事項ならびに下記報告先・期限
	については、施設が置かれている州政府が要件を課すこととなる。各州の定
	める法規則の範囲外のものについては、連邦により規定される。
	■ 報告対象期間
	各施設についての報告対象期間は、財政報告年度、または各州の政府が認
	めた場合には異なる年間報告対象期間とする。いずれの場合も対象機関は 1
	年間である。
	■ 報告先・期限
	報告の提出先となるのは、NPI に参加し、施設が置かれている特定の州で
	認定された当局。報告対象期間が終了後、3ヶ月以内に報告する必要がある。

■ 対象物質

報告対象物質(reporting list)は NPI NEPM のスケジュール A に記されている。スケジュール A の表 1 に含まれる項目を以下に記す。

- 報告対象物質名(93物質(2017年3月時点)
- CAS No.
- 閾値カテゴリー

各物質にはそれ以上の量を「使用」すると報告対象となる閾値が設けられ、カテゴリー化されている。ここでの「使用」には、取扱い、製造、輸入、加工、偶発的生産(coincidental production)が含まれる。10 トン、25 トン、5kg を閾値とするカテゴリー1 の分類と、2000 トン、6 万トンを閾値とする燃料や廃棄物の燃焼に関連するカテゴリー2 の分類、さらに 15 トン以上の Total Nitrogen、3 トン以上の Total Phosphorus の排水および移動についてはカテゴリー3 が設けられている。詳細については同法 10 条から 12 条に記載されている。

■ 対象業種

報告対象施設 (reporting facility) は以下に挙げる適用除外施設に該当しない施設となる。

- 施設の敷地外で運用されている移動排出源(空輸、海上輸送等)。
- 燃料の小売りと関連する石油小売施設。
- 20 人未満のクリーニング施設。

- スクラップ金属処理施設で、バッテリーの再処理や金属溶錬に関連のないもの。
- 農業生産のみに紐付けられた施設で、樹木の生育、水栽培、園芸または畜産も含む。 (農業生産の加工、または集約的家畜生産に関連付けられた施設を除く。)

■ 報告事項

報告対象物質を有する場合、以下の情報の報告が必要となる。

- 施設に関する提出資料。
- 物質特定情報ならびに期間内の各物質の排出データ。
- 期間内に燃焼された燃料または廃棄物の種類と量。
- 排出データの統合を評価する際に必要となると思われるその他の情報。
- 各物質についての物質特定情報および義務的移動量データ(カテゴリー1,1b または 3)。
- 義務的移動量データの統合を評価する際に必要となると思われるその他の情報。
- 施設の所有者または所有者が認可した担当者の署名がなされた声明。所有者が情報を 収集し、提供しているというデュー・ディリジェンスの実施に関する内容のもの。

各州の法規則が定める範囲内で、上記報告事項ならびに下記報告先・期限については、 施設が置かれている州政府が要件を課すこととなる。各州の定める法規則の範囲外のもの については、連邦により規定される。

■ 報告対象期間

各施設についての報告対象期間は、財政報告年度、または各州の政府が認めた場合には 異なる年間報告対象期間とする。いずれの場合も対象機関は1年間である。

■ 報告先・期限

報告の提出先となるのは、NPI に参加し、施設が置かれている特定の州で認定された当局。報告対象期間が終了した後、3ヶ月以内に報告する必要がある。

■ **報告形式**:電子届出または紙媒体のいずれかで提出する。

施設の所有者は、対象となる情報を NPI に参加する州政府へ提出する。州政府は収集した情報を整理し、連邦政府へ提出することとなる。

連邦政府当局は、情報を蓄積し、各州の状況を比較し、1年毎にその情報を広く提供する。 なお、州政府から連邦へ情報が提供される際、州政府はオーストラリア・ニュージーランド標準産業分類コード(Australia New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) Code) 836について、その施設の主となる活動の分類の提出を求められる。

836 Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) code http://www.npi.gov.au/reporting/industry-reporting-materials/anzsic-code-list

(b)-3. 法令の運用状況

NPI は、NEPM の最初の取組として連邦議会により承認されたものである。全国で適用されるためには、各州および準州の国家環境保護諮問委員会法に基づき承認される必要があり、その手続きも承認と同時に行われた。現在、6 つの州と 2 つの特別地域、そして連邦のそれぞれに NPI を担当する当局が設けられている837。

NPI の実施権限は各州の当局にあり、報告義務違反に対する罰則は州により異なる。

■ 運用状況

各州の NPI 運用状況を概観する。2014-2015 年度では、およそ 4000 以上の産業用施設からの排出が報告された。これらのデータは NPI 運用 17 年目の成果を示している。



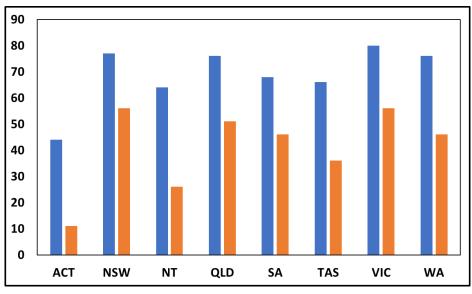
図表 2014-2015 年の各州の報告施設数

[【]出典】環境・エネルギー省 NPI データ838

⁸³⁷ 各州の規制当局リスト

http://www.npi.gov.au/reporting/industry-reporting-materials/state-and-territory-contacts

⁸³⁸ NPI データ http://www.npi.gov.au/npidata/action/load/browse-search



図表 2014-2015 年の各州の報告物質数

※左が排出物質数、右が移動物質数を表している。

【出典】環境・エネルギー省 NPI データ

(b)-4. 今後の予定

環境保護協議会は現在、NPI 制度のレビューを行っている。レビューの中心的役割を担っている環境保護協議会(NEPC)は、連邦、州、および特別地域の環境担当大臣らで構成される政府間組織である。同協議会は 2016 年 11 月 25 日の会合で NPI 見直しの要項を決定し、それを同年 12 月 21 日に公表した。

■ NPI レビューのおもな内容

政府関係者が 2016 年 12 月 21 日に語ったところによると、今回の NPI レビューでは、報告対象とする物質の数、種類、およびカテゴリーを再検討するとともに、国際的なベンチマークや収集したデータの利用法等も考慮しつつ、NPI をどのように改善していけばよいのかについても検討する839。 さらに、事業者による報告の正確さについても、法令順守策や是正策の強化の必要性も含めて検討を進めることになる。

連邦政府の主導のもとに実施されるこうしたレビューの結果は、NEPC の 2018 年の最初の会合で連邦、州、および特別地域の環境担当大臣らに示される予定である。

839 National Pollutant Inventory review 2017 terms of reference <a href="http://www.npi.gov.au/resource/national-pollutant-inventory-review-2017-terms-reference-2017-terms-refer

(c) 毒物

日本の毒劇法に対応する法規制について、豪州での規制動向を概説する。日本の毒劇法では、医薬品および医薬部外品以外のものについて、毒物と劇物、加えて特定毒物を規定し、リスト化している。同法の規定では、登録を行った者でなければ毒物および劇物の製造、輸入、販売はできない。また、毒物および劇物の業務上の取扱者(届出者と非届出業者)を規定している。他にも取扱い、表示、運搬、譲渡など様々な規定や罰則が設けられている。

豪州において日本の毒劇法に対応する法規制は「毒物基準(Poisons Standard)」と呼ばれ、「1989年医薬品法(Therapeutic Goods Act 1989)」に基づいて設けられている。医薬品法は化学品の中でもヒト用医薬品を対象とした規制であり、販売前評価、販売後のモニタリングと基準の取締り、国内外の製造者のライセンス制度などを規定している。

■ 【Poisons Standard February 2017】

(2017年2月毒物基準) <制定年2017年、保健省所管>

(c)-1. 制定の経緯

毒物基準については、医薬品法に紐付けられているため、医薬品法についての経緯を概観する。現在の規制当局である「オーストラリア医薬品行政局(TGA)」は 1989 年医薬品法に基づいて設立された。豪州では 1939 年頃まで、商標や特許で保護されていた医薬品が増加していたが、その多くは規制のない市場に、劇的な効果を唱える「いんちき医薬品(quack medicines)」としてみなされていた840。そのような状況の中、そのような製品の管理に乗り出す州政府が増加し、同時期に連邦政府も輸入される生物学的製剤の管理に乗り出した。

医薬品のラベル表示や基準について、より統一的なアプローチの開発が動き出したのはその後の1939年から1961年の間の時期とされている。連邦政府も医薬品に関する基準を定める法規制の策定に取りかかった。その後、上市以前の医薬品の品質、安全、引き起こされる効果・効能についての評価が初めて国家システムとして統合され、1989年にTGAが設けられた ⁶¹。1989年以降は、市場のグローバル化傾向の増大を反映し、国際的に調和のとれた規制システムへと制度的な成熟を続けている。

https://www.tga.gov.au/sites/default/files/history-tg-regulation.pdf

-

⁸⁴⁰ John McEwen(2007) "A History of Therapeutic Goods Regulation in Australia" Commonwealth of Australia

(c)-2. 現行の法令の内容

法令名	2017年2月毒物基準	
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L00057	
目的	目的は、毒物の利用可能性について、同様の規制管理が必要となるスケジュ	
	ールとして物質をグループ化することにある。	
所轄官庁	保健省	
規制対象	■ 医薬品	
物質	■ 毒物	
規制内容	■ 医薬品・毒物の分類	
	■ ラベル表示規定	
	■ 容器規定	
	■ 貯蔵規定	
	■ 廃棄規定	
	■ 記録規定	

医薬品法に基づいて規定されている毒物基準は、2003年下位法令法841の目的に照らして設けられた医薬品の下位法令に当たる。毒物基準は医薬品と毒物の分類に関連した決定から構成されており、各州の関連法規制へ適用することを主眼としている。また、容器やラベル表示、適用免除製品などについての推奨事項を含むモデル条項も記載されており、併せて他の薬物や毒物に関する規定についての推奨事項も記載されている。毒物基準は「医薬品と毒物の統一分類に関する基準(SUSMP842)」としても知られ、「毒物基準(Poisons Standard)」は SUSMP の法規制タイトルとしても認知されている。

最新の毒物基準は「2017 年 2 月毒物基準 (Poisons Standard February 2017)」 (SUSMP16) である。2017 年 3 月現在、スケジュール 1 は意図的に空白とされている。

図表 毒物基準スケジュール

スケジュール 1	空白	
スケジュール 2	Pharmacy Medicine(薬局医薬品)	
	・安全な使用のために薬剤師のアドバイスが必要とされ、薬局での取扱	
	い、または薬局以外の場所では資格を有する者が供給できる物質。	
スケジュール 3	Pharmacist Only Medicine(薬剤師限定医薬品)	
	・専門家のアドバイスは必要となるが、処方箋なしで薬剤師から一般に	

⁸⁴¹ Legislative Instruments Act 2003

-

⁸⁴² Standard for the Uniform Scheduling of Medicines and Poisons

	提供してもらうことができる物質。
スケジュール 4	Prescription Only Medicine(処方箋限定医薬品)
	または Prescription Animal Remedy(要処方箋動物治療薬)
	・州や特別地域の法規制により認められているものが処方し、使用、供
	給するもので、薬剤師から処方箋に基づいて供給される物質。
スケジュール 5	Caution (注意が必要なもの)
	・有害性を引き起こすおそれが低く、ラベル上にシンプルな警告と安全
	指示を伴う適切な包装により、その度合いが軽減される物質。
スケジュール 6	Poison (毒物)
	・有害性を引き起こす中程度のおそれがあり、ラベル表示に強い警告や
	安全指示を伴う特有の包装により、その度合いが軽減される物質。
スケジュール 7	Dangerous Poison(危険毒物)
	・少量のばく露で有害性を引き起こすおそれが高く、製造者の取扱いや
	使用の際には、特別の用心が必要な物質。これらの毒物は、安全に取り
	扱うために必要なスキルを有する認可を受けたもののみが利用可能と
	するべきである。これら毒物の利用可能性、所有、貯蔵、または使用を
	規制する特別な法規制を設けることができる。
スケジュール 8	Controlled Drug(規制医薬品)
	・使用可能だが、乱用や誤用、物理または心理学的依存を軽減するため、
	製造、供給、配布、所有、使用についての規制が必要となる物質。
スケジュール 9	Prohibited Substance(禁止物質)
	・乱用や誤用される恐れが高く、製造、所有、販売、または使用につい
	ては、法による規制を設けるべきとされる物質。ただし、連邦当局や週・
	特別地域当局の認可を得た医療または科学的研究、分析、教育、訓練目
	的の用途は除く。
スケジュール 10	Substances of such danger to health as to warrant prohibition of sale,
(以前附属書 C)	supply and use(販売、供給、使用の禁止の正当な理由となる健康に対
	する危険性を有する物質)
	・各毒物にリスト化して設けられた目的に関しては禁止される物質。

【出典】法令原文。

上記分類の目的は、毒物の利用可能性について、同様の規制管理が必要となるスケジュールとして物質をグループ化することにある。部分的にはニュージーランドの分類とも調和のとれたものとなっている。但し、本スケジュールはこれらの毒物を含む製品について、医薬品、農薬、または動物用医薬品などの登録義務が無効となることを意味するものでは

ないことに注意が必要である。附属書には適用除外や鎮静作用の警告についてのラベル表示が必要となるヒト用医薬品などについて、各種物質がリスト化されている。

■ ラベル表示

毒物についてのラベル表示については、同基準に従ってラベル表示がなされていないものは販売または供給してはならないと定められている。ラベルや容器に記載する要件についても規定されている。

■ 容器

毒物を販売または供給する場合は、同基準の要件を満たした容器を用いない限り、販売 または供給してはならないと規定されている。

■ 貯蔵

スケジュール 6 の毒物を販売または供給するものは、子供の毒物へのアクセスを防ぐような方策が担保されるような方法を維持しなければならない。

また、スケジュール 7 の毒物を販売または供給するものは、小売店の所有者、従業員の雇用者、また両者の下で、法的に購入の許可を得たもののみが、物理的に誰のアクセスも受け付けない方法で、あらゆる分野の小売り販売に関係する毒物を保存することができる。(逆に、それ以外のものについてはアクセスしてはならないという内容となっている。)また、スケジュール 2、3、4 そして 8 の毒物の貯蔵に関する管理についても本基準のパート 3 に基づく必要があると規定している。

■ 廃棄

公衆衛生や安全へのリスクを引き起こす、または引き起こす恐れがある場所、または方法で、スケジュール5、6、そして7の毒物を廃棄してはならない。

スケジュール 2、3、4、8 の毒物の廃棄に関する管理については、関連法規制を参照することと定めている。

■ 記録

スケジュール 7 の毒物を販売または供給するものは記録を残さなければならないとされている。最低でも5年間の保存が義務づけられている。

廃棄の項目と同様、スケジュール 2、3、4、8 の毒物の記録に関する管理については、関連法規制を参照することと定めている。

以上のほか、スケジュール毎の毒物についての販売、供給、所有、または使用について の規定などが定められている。

(c)-3. 運用状況

毒物基準に関連した各州の SUSMP 採用状況を概観する。すべての州・特別地域で SUSMP または類似の規定を設けており、罰則規定を設けているところもある。

図表 各州の毒物基準スケジュール採用状況

オーストラリア首都特別地域 (ACT)	SUSMP を採用
ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW)	SUSMP を採用
北部準州(NT)	Medicines, Poisons and Therapeutic Goods Act (2014 年)に類似の規定(SUSMP の言及なし)
クイーンズランド州(QLD)	Health (Drugs and Poisons) Regulation 1996 に 類似の規定(SUSMP への言及なし)
南オーストラリア州 (SA)	SUSMP を採用
タスマニア州 (TAS)	SUSMP を採用
ビクトリア州(VIC)	SUSMP を採用
西オーストラリア州 (WA)	SUSMP を採用

【出典】各州法規制

(c)-4. 今後の予定

毒物基準に関連する今後の予定としては、2017年の3月と7月、加えて11月に医薬品分類に関する諮問委員会と化学品分類に関する諮問委員会、または両者合同の会議が予定されている。

(d) 労働安全衛生

豪州における日本の安衛法に対応する法規制は既に(a)-2 でも述べた 2012 年 1 月 1 日、オーストラリアで発効した 2011 年労働安全衛生法(Work Health and Safety (WHS) Act 2011)である。有害物質の分類、ラベル表示、SDS については報告済みであるため、それ以外の内容で、かつ化学物質管理に関連するものを本項では対象とする。

日本の安衛法では、危険物、有害物質の規制として、製造・使用禁止物質、製造許可物質の特定、名称等の表示等に関する規定、危険性または有害性等の調査、調査結果の通知、新規化学物質の調査、調査結果の届け出などの化学物質管理に関する規定を定めている。また下位法令で粉じん、有機溶剤、鉛、特定化学物質、電離放射線、四アルキル鉛、石綿(アスベスト)などについての規定を設けている。

豪州では、化学物質管理に関する規定について、WHS 法で化学品の使用に関連する基準の記載は下位規則の権限として定めている。

■ [Work Health and Safety Act 2011]

(2011年労働安全衛生法)

<制定年 2011 年、最新改正 2016 年 7 月、SWA 所管>

■ 【Work Health and Safety Regulation 2011】

(2011年労働安全衛生規則)

<制定年 2011 年、最新改正 2017 年、SWA 所管>

(d)-1. 制定の経緯

国家の統一的な取り組みとして、職場での死亡事故、傷害、病気の発生を防ぐ活動を主導するために 1984 年に設立された組織が「国家職業健康・安全委員会 (NOHSC)」である。翌年、1985 年 NOHSC 法の下、法に基づいた連邦当局として位置づけられることとなった。その後、2005 年オーストラリア職場安全基準法により NOHSC は廃止され、その機能・役割は「オーストラリア安全・補償協議会 (ASCC)」が 2005 年に引き継ぎ、労働健康および安全に関する国家基準や実務指針を策定する組織となった。

続く2008年、モデルWHS法の作成を含め、労働健康および安全、労働者の補償に関する国家政策の主導に第一義的な責任を有する新たな国家組織の創設について、政府間協議会(COAG)が、「連邦・州間財政関係の改革に関する政府間協定」に署名。その後、2008年労働安全庁法案が連邦議会に提出され、2009年2月に閣僚理事会の合意を得て、「1999年公共サービス法」の下、同分野での執行機関として3月に労働安全庁(SWA)を設立することに同意がなされた。背景には連邦、それに各州間の取り組みの調和を図るという意図があったとされている。SWAは連邦、州の各政府共同で設けられた組織であり、ASCC

を代替するものである。ASCC は SWA の設立と同時に廃止となった。そして 2009 年 11月に SWA 法の下、規制当局として SWA は位置づけられることとなった。

国家基準の策定や国家実務指針の策定などについて、各政府の協働の動きは 1980 年代からあった。国家基準は強制力を持つものではなく、各州がそれぞれの法規制の条項に適用する形で実施・運用するものだった。各行政区域内で労働安全衛生分野の法規制が異なり、国家基準をどのように採用するのかについても差異があり、採用しない場合や、さらに下位規則として扱うところもあった。豪州においてはこのような法規制の一貫性の欠如が大きな問題となった。

以上のような背景で、SWA やモデル法規制が設けられることとなったのである。後述するが、現在ではほぼすべての行政区域で同様の法規制運用がなされている。本報告の海外ヒアリング結果でも取り上げたが、SWA の主な業務はモデル法規則843の管理・運営・修正と、各行政区域政府への助言、対応などである。必要に応じて各行政区域の法規制について相談に応じたりもする政府間にまたがる行政当局の一つである。

(d)-2. 現行の法令の内容

法令名	2011 年労働安全衛生法		
	2011 年労働安全衛生規則		
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887		
	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030		
目的	■ <u>WHS 法の目的</u>		
	本法の目的は、作業者および作業場所の衛生および安全を確保するため		
	の、整合されかつ国家的に統一された枠組みを定めることである。		
所轄官庁	労働安全庁(SWA)		
規制対象	■ 発がん性物質		
物質	■ 有害性化学品		
規制内容	■ 禁止発がん性物質、制限発がん性物質、制限有害性化学品の指定		
	■ 禁止発がん性物質、制限発がん性物質		
	ー 使用、取扱い、または貯蔵の認可制度、供給制限		
	- ばく露文書の供給規程		
	一 記録規定		

本項冒頭で述べたとおり、有害化学品の分類、ラベル表示、SDS については報告済みであるため、そのほかの化学物質管理関連事項に触れる。WHS 規則に規定されている有害化

-

⁸⁴³ モデル法規則

http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/swa/model-whs-laws/pages/model-whs-laws

学品についての規定は膨大である。本報告の目的に照らせば、主要な部分は(a)-2 で取り上げた。したがって、本項では追補的に整理するべき情報を扱う。

■ 禁止発がん性物質、制限発がん性物質、制限有害性化学品

<供給者>

スケジュール 10 に収載されている禁止発がん性物質の供給者は、その目的が研究・分析用であり、かつ規則の下、使用、取り扱い、または貯蔵の認可を得たもの、あるいは適用除外の対象となるものでなければ、物質を供給してはならない。

また同内容の規定が制限発がん性物質についても設けられている。

• 罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

さらに供給者の名前と物質名、供給した量の情報を記録しなければならず、最後に供給 した時点から5年間は記録を保持しなければならない。

• 罰則

・個人の場合:1250豪ドル(約11万円)

・法人の場合:6000豪ドル(約52万円)

<使用、取り扱い、貯蔵を行うもの>

スケジュール 10 に収載されている禁止発がん性物質については、それが研究・分析用で、 規制官がその使用、取り扱い、または貯蔵を認めた場合でなければ、その使用、取り扱い、 貯蔵を行うこと、あるいは作業場の労働者へそれらの作業を認めてはならない。

制限発がん性物質についても、同様の規制内容となっている。

また制限有害性化学品についても同様だが、制限有害性化学品に関する条項には、スケジュール 10 収載物質とは別に PCB844に関する規定が盛り込まれている。

くばく露文書の提供>

担当者は労働者の雇用終了時に、雇用期間内に労働者がばく露にさらされた可能性がある禁止発がん性物質または制限発がん性物質の名前と、その期間、労働者がいかにして可能性のあるばく露情報の記録を取得していたか、労働者が定期的な健康アセスメントを受け、関連する試験を受けていたか、などの項目についての情報を提供しなければならない。

⁸⁴⁴ polychlorinated biphenyl (ポリ塩化ビフェニル)

• 罰則

・個人の場合:3600豪ドル(約31万円)

・法人の場合:18000豪ドル(約156万円)

<記録>

担当者は禁止発がん性物質または制限発がん性物質のばく露にさらされた可能性のある 従業員それぞれの情報を<u>記録</u>しなければならず、認められた期間の終了後、30 年間は<u>保管</u> しなければならない。

■ 罰則

・個人の場合:3600豪ドル(約31万円)

・法人の場合:18000豪ドル(約156万円)

■ スケジュール 10 禁止発がん性物質、制限発がん性物質および制限有害性化学品

禁止発がん性物質は以下のリストに収載されている物質で、固体または液体中の濃度が 0.1 重量%以上含まれる、また気体中では体積比率で 0.1%以上含まれているものを指す。

同規則における禁止発がん性物質と CAS 番号のリストを以下に整理する。

図表 禁止発がん性物質

Item	禁止発がん性物質(Prohibited carcinogen)	CAS number		
1	2-Acetylaminofluorene	53-96-3		
2	Aflatoxins			
3	4-Aminodiphenyl	92-67-1		
4	Benzidine and its salts (including benzidine	92-87-5 (Benzidine)		
	dihydrochloride)	531-85-1 (its salts)		
5	bis(Chloromethyl) ether	542-88-1		
6	Chloromethyl methyl ether (technical grade which	107-30-2		
O	contains bis(chloromethyl) ether)			
7	4-Dimethylaminoazobenzene (Dimethyl Yellow)	60-11-7		
8	2-Naphthylamine and its salts	91-59-8		
9	4-Nitrodiphenyl	92-93-3		

【出典】法令原文。

また制限発がん性物質と制限有害性化学品のリストを以下に整理する。各物質にはそれぞれ制限用途が設けられているため、詳細については同規則を参照されたい。

図表 制限発がん性物質

以下、制限発がん性物質(11 物質)	Cadmium and its compounds			
Acrylonitrile [107-13-1]	Carbon disulphide (carbon bisulphide)			
Benzene [71-43-2]	Chromate			
Cyclophosphamide [50-18-0]	Chromium and its compounds			
3,3'-Dichlorobenzidine [91-94-1] and its				
salts (including 3,3'-Dichlorobenzidine	Cobalt and its compounds			
dihydrochloride [612-83-9])				
Diethyl sulfate [64-67-5]	Free silica (crystalline silicon dioxide)			
Dimethyl sulfate [77-78-1]	Lead and compounds			
Ethylene dibromide [106-93-4]	Lead carbonate			
4,4'-Methylene bis(2-chloroaniline) [101-14-4] MOCA	Methanol (methyl alcohol), if the substance contains more than 1% by volume			
3-Propiolactone [57-57-8] (Beta-propiolactone)	Nickel and its compounds			
o-Toluidine [95-53-4] and o-Toluidine hydrochloride [636-21-5]	Nitrates			
Vinyl chloride monomer [75-01-4]	Nitrites			
以下、制限有害性化学品	Radioactive substance of any kind where			
(21 種)	the level of radiation exceeds 1 Bq/g			
Antimony and its compounds	Tetrachloroethane			
Arsenic and its compounds	Tetrachloromethane (carbon tetrachloride)			
Benzene (benzol), if the substance contains more than 1% by volume	Tin and its compounds			
Beryllium and its compounds	Tributyl tin			

【出典】法令原文。

他にも浮遊粒子状物質のばく露についての規定なども設けられている。詳細は同規則ならびに実務指針を参照されたい。

(d)-3. 法令の運用状況

先にも述べたが SWA は WHS 法規則のモデル、いわゆるモデル法規則を作成し、それらをもとに連邦政府や州・特別地域政府が各行政区域内で同分野の法規則を整備、必要に応じて修正する構造となっている。以下に各行政区域の法整備状況を整理する。

ビクトリア州と西オーストラリア州を除くすべての行政区域でモデル法の内容を採用した法規制が整備されている状況となっている。しかしながら、連邦、州・特別地域のいずれでも 2016 年のモデル法改正には対応していない。

図表 各州のモデル法規則適用状況

	図表 各州のモアル法規則適用状況						
行政区域	連邦						
法規制	Work Health and Safety Act 2011 / 2012 年 1 月施行						
	Work Health and Safety Regulations 2011 / 2012 年 1 月思考						
備考	WHS 法						
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。						
	・各州の法規制と異なり、各行政区域の役割との潜在的な重複に対応する						
	必要がある。例えば、連邦法では、連邦当局の事業・作業に適用したり、						
	他州の WHS 法に基づいて行う義務のある事業等に助言したり、共同で調						
	整したりする。						
	・加えて、国家セキュリティ、国防などを扱う条項もある。						
	WHS 規則						
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。						
行政区域	オーストラリア首都特別地域(ACT)						
法規制	Work Health and Safety Act 2011 (ACT) / 2012 年 1 月施行						
	Work Health and Safety Regulation 2011 (ACT) / 2012 年 1 月施行						
備考	WHS 法						
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。						
	・大臣に石綿や石綿含有材料の管理、規制または除去に関する実務指針を						
	承認できる権限がある。						
	WHS 規則						
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。						
	・モデル規則の有害性化学品と主要な有害性施設に関する項目を含めず、						
	「2004 年危険物質法」とその規則に定めている。						
行政区域	ニュー・サウス・ウェールズ州(NSW)						

行政区域	油 #I7					
行政区域	連邦 Work Hoolth and Sofaty Act 2011 (NSW) / 2012 年 1 日旅行					
法規制	Work Health and Safety Act 2011 (NSW) / 2012 年 1 月施行					
/ ++: + y .	Work Health and Safety Regulation 2011 (NSW) / 2012 年 1 月施行					
備考	WHS 法					
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。					
	WHS 規則					
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。					
Λ=π4±π4 +						
行政区域	北部準州 (NT)					
法規制	Work Health and Safety (National Uniform Legislation) Act 2016 (NT) /					
	2012年1月施行					
	Work Health and Safety (National Uniform Legislation) Regulations					
/++: - 1/ .	2016 (NT) / 2012 年 1 月施行					
備考	WHS 法					
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。					
	WHS 規則					
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。					
 行政区域	クイーンズランド州(QLD)					
法規制	Work Health and Safety Act 2011 (QLD) / 2012 年 1 月施行					
1400年11月	Work Health and Safety Regulation 2011 (QLD) / 2012 年 1 月施行					
	WHS 法					
かった。	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。					
	・労働者へのコンサルティングや助言を行う目的で作業場へ入る前に、許					
	可所有者は、作業場の管理、規制担当者に通知しなければならない。					
	WHS 規則					
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。					
	・規制官が高リスク作業の公的な登録を保持し、また高リスク作業のアセ					
	スメントの認証評価を行うことを可能としている。					
	ほか、建設関係、石綿関係の独自の規定が目立つ。					
	TO THE PROPERTY OF THE PROPERT					
 行政区域	南オーストラリア州(SA)					
法規制	Work Health and Safety Act 2012(SA) / 2013 年 1 月施行					
	Work Health and Safety Regulation 2012 (SA) / 2013 年 1 月施行					
 備考	WHS 法					
L						

行政区域	連邦					
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。					
	・小規模事業に影響を与えるかもしれない実務指針が承認、変更、廃止と					
	なる前に、諮問機関に小規模事業のコミッショナーと協議することを求め					
	ている。					
	WHS 規則					
	・2016年 11 月の改正および 3 月の改正は未だ施行されていない。					
	・モデル規則 348条、有害化学品のマニフェスト記載量が規則明記量を超					
	過する場合、規制官へ報告を求める条項、を採用しない。					
行政区域	タスマニア州(TA)					
法規制	Work Health and Safety Act 2012(TA) / 2013 年 1 月施行					
	Work Health and Safety Regulation 2012 (TA) / 2013 年 1 月施行					
備考	WHS 法					
	・2016年3月の改正は未だ施行されていない。					
	WHS 規則					
	・2016年11月の改正および3月の改正は未だ施行されていない。					
行政区域	西オーストラリア州(WA)					
法規制	Work Health and Safety Bill 2014 (WA)					
	Occupational Health and Safety Regulations 1996 (WA)					
備考	WHS 法案(通称グリーンビル(the Green Bill))					
	・基本的にモデル WHS 法と同じ内容。2015 年のはじめにパブリックコメ					
	ントが公表された。					
	WHS 規則					
	・公開協議が進行中。					
行政区域	ビクトリア州(VIC)					
法規制	Occupational Health and Safety Act 2004 (VIC) ※施行していない。					
備考	・州政府はモデル WHS 法を実施しないことを確認している。					
	(海外ヒアリング調査結果によれば、実際の法規制の内容はほぼモデル法					
	に基づいているという。)					
	・同州では既存の同分野の法規制を遵守する必要がある。					

【出典】SWA⁸⁴⁵

-

 $^{^{845}\,}$ Jurisdictional progress on the model Work Health and Safety law

(d)-4. 今後の予定

(a)-2 でも記載したが、2012年に実施されたラベル・SDS に関わるモデル法の国内関係者によるレビューが 2018年に行われる予定。また、GHS 第 6 版を導入する予定ではあるが、その時期については、EU 等と合わせる予定としている。

また中長期的な戦略目標としては、「2012年-2022年オーストラリア労働安全衛生戦略」が策定されている。

当面は GHS 移行関連の業務、特に制度移行後の政策の微修正が必要かどうか、モデル 法の微修正が必要かどうかなどについて、取り組むとしている⁸⁴⁶。

(e) 消防

日本の消防法で化学物質管理に関連する内容としては、危険物・可燃物の取り扱いに関する規定、消防設備・機器に関する規定が代表的なものとして挙げられる。

豪州では日本の消防法に対応する統一的な連邦レベルの法規制(例えば、連邦レベルの 消防法など)はなく、憲法によって州・特別地域の管轄事項として定められている。警察、 消防などは従来、各州の行政権の範疇であり、連邦国家樹立後も、州・特別地域の管轄事 項のままである。

ただし、日本の消防法の内容に部分的に対応する連邦レベルの法規制は存在する。既に 取り上げた労働安全衛生法規制である。

■ 【Work Health and Safety Act 2011】

(2011年労働安全衛生法)

<制定年 2011 年、最新改正 2016 年 7 月、SWA 所管>

■ 【Work Health and Safety Regulation 2011】

(2011年労働安全衛生規則)

<制定年 2011 年、最新改正 2017 年、SWA 所管>

(e)-1. 制定の経緯

豪州の労働安全衛生法規制については既に(2)-2 ならびに(d)で整理を行ったため、そちらを参照されたい。加えて、豪州の法体系と権限分担を鑑みれば、必要に応じて各州の消防法の経緯を追う必要があると思われる。

(e)-2. 現行の法令の内容

法令名	2011 年労働安全衛生法				
伍节泊	2011 年労働安全衛生規則				
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887				
	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030				
目的	■ WHS 法の目的				
	本法の目的は、作業者および作業場所の衛生および安全を確保するため				
	の、整合されかつ国家的に統一された枠組みを定めることである。				
所轄官庁	労働安全庁(SWA)				
規制対象	■ 浮遊汚染物質				
物質	■ 有害性雰囲気				

法令名	2011 年労働安全衛生法
12 H-71	2011 年労働安全衛生規則
	■ 引火性または可燃性物質
規制内容	■ 浮遊汚染物質によるリスクの管理
	ー ばく露基準を超過するか濃度の確認
	- 濃度決定に必要なモニタリング規定
	一 記録規定
	■ 有害性雰囲気下でのリスク管理
	■ 引火性または可燃性物質の貯蔵

労働安全衛生規則の 3 章は「全般的なリスクと作業場の管理」と題され、管理者の義務や緊急時計画の作成、訓練、施設の設備、労働者の義務などが規定されているが、ここでは化学物質管理の主だった規定を取り上げる。

■ 浮遊汚染物質によるリスクの管理

- ・作業場で事業または作業を行うものは、物質または混合物に関するばく露基準を超える 濃度の浮遊物質の中で、誰も作業に従事していないことを確認しなければならない。
- ・また、その濃度を決定するのに必要なモニタリングを行わなければならない。

• 罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

加えて、そのモニタリング結果を記録し、記録作成日から 30 年間保管しなければならない。

• 罰則

・個人の場合:1250豪ドル(約11万円)

・法人の場合:6000豪ドル(約52万円)

そして、それらモニタリング結果は、ばく露にさらされる作業場での労働者が容易に アクセスできるようにしなければならない。

■ 罰則

・個人の場合:3600豪ドル(約31万円)

・法人の場合:18000豪ドル(約156万円)

■ 有害性雰囲気(Hazardous Atmosphere)

有害性雰囲気とは、安全な酸素濃度レベルでない場合、大気中の酸素濃度が火災リスクを増大させるものである場合、可燃性のガス、蒸気、ミスト、または煙が、それぞれの爆発下限界濃度の5%を超える場合、そして可燃性粉末が有害性エリアを結果として引き起こしうる量と形態で存在する場合を指す。また、作業場で事業または作業を行うものは、有害性雰囲気下で発火源として関連付けられるもののリスク管理も行わなければならない。

同規則パート 3.1「健康と安全に関するリスク管理」の規定に従って管理しなければならないと定められている。

■ 引火性または可燃性物質の貯蔵

- ・作業場で事業または作業を行うものは、もし作業場に引火性または可燃性物質が保管 されている場合、それらの物質が実行可能な最も低い量で保管されていることを確かな ものとしなければならない。
- ・引火性または可燃性物質には、液体、廃液、空のもしくは充填された容器も含まれる。 同様にガスシリンダーも対象である。

罰則

・個人の場合:6000豪ドル(約52万円)

・法人の場合:30000豪ドル(約259万円)

(e)-3. 法令の運用状況

(a)-2 および(d)を参照。

(e)-4. 今後の予定

(a)-2 および(d)を参照。

(f) 家庭用品

日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に対応する豪州の法規制について概説する。日本の法律では、「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活用に供与される製品、そして「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質とされている。厚生労働大臣は家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量または発散量に関し、必要な基準を定めることができるとされ、同法の下位規則に物質リストと基準等が定められている。日本の同法規則は、国民の健康保護を目的として家庭用品に必要な規制を課す内容のものとなっている。

豪州において同様の内容の法規制は「2010年競争・消費者法」の下に整備されている。 本項では、主要な規制であるアンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水 銀、セレンなどの含有を規制する 2009年の通達を概説する。

■ 【Competition and Consumer Act 2010】

(2010年競争・消費者法)

<制定年 1974 年、最新改正 2017 年 2 月、ACCC 所管>

■ 【Consumer Protection Notice No. 1 of 2009 - Consumer Product Safety Standard: Lead and Certain Elements in Children's Toys】

(2009年消費者保護通達 No.1・消費者保護安全基準: 子供用玩具中の鉛および特定物質)

<制定年 2009 年、ACCC 所管>

■ 【Consumer Protection Notice No. 11 of 2011 - Permanent ban on children's products containing more than 1% diethylhexyl phthalate (DEHP)】

(2011 年消費者保護通達 No.11 - DEHP1%以上含有子供用製品の禁止) <制定年 2011 年、ACCC 所管>

(f)-1. 制定の経緯

豪州の製品含有化学物質関連法規制は、日本と異なり、競争・消費者保護といったより 広い範囲の規定を定める「2010年競争・消費者保護法」の範疇となる。同法の管理・実施・ 評価等を担う組織として位置づけられたのが「オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC) 847」である。

⁸⁴⁷ Australian Competition and Consumer Commission (ACCC) https://www.accc.gov.au/

豪州において最初に市場競争に関する法律が設けられたのは 1906 年である。その後、ACCC の前身の一つとなる取引慣行委員会が「1974 年取引慣行法」により設けられ、今回取り上げる通達の一つ(2009 年消費者保護通達)も元々は同法に基づいていたものである。その後、ACCC の前身のもう一つとなる「価格監査当局」が 1983 年に設立。1974 年の法律は閾値の引き下げ、禁止措置、罰則強化などの側面を強めてきた。1992 年には「国際消費者保護・取り締まりネットワーク」が創設され、豪州は設立当初の参加国の一つとなった。1995 年に取引慣行委員会と価格監査当局が一つになる形で ACCC が発足。1996 年には国家競争協議会が設けられ、豪州全土を見渡す統一的な競争原理の適用について改革が模索された。エネルギー、タバコ、石油などに関する法規制、罰則規定の動きが続き、2011年に連邦と州・特別地域に統一的に一つの法律で規定を定める「2010 年競争・消費者法」が施行、1974 年の法律の内容の多くは同法に継承され、改善された。以上のような経緯で、1974 年取引慣行法の管理・運用を行ってきた ACCC は 2010 年競争・消費者法の管理・運用に資する組織となり、2017 年 3 月現在は財務省の管轄下にある。

(f)-2. 現行の法令の内容

法令名	2009 年消費者保護通達 No. 1					
佐节名	2011 年消費者保護通達 No. 11					
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2009L00223					
	https://www.legislation.gov.au/Details/F2011L00192					
目的	本基準は、オーストラリア規格協会が 2003 年 5 月に公表した玩具に関す					
	るオーストラリア/ニュージーランド規格「AS/NZS ISO 8124.3:2003」なら					
	びに同年 6 月のオーストラリア規格「AS 8124.7-2003」に基づいて、子供					
	用玩具中に利用可能な鉛および特定物質に関する閾値の最大値を設けるも					
	O					
所轄官庁	オーストラリア競争消費者委員会					
規制対象	2009 年消費者保護通達 No. 1					
物質	■ 子供用玩具およびフィンガーペイント、それらの試薬に含むことができ					
	る様々な化学物質					
	- アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水銀、セレ					
	\sim					
規制内容	■ 義務的基準					
	当該義務的基準は、子供用玩具およびフィンガーペイント、それらの試薬					
	に含むことができる様々な化学物質の水準に関する要件を定めている。					
	■ 対象子供用玩具					
	次の条件を満たす子供用玩具製品およびフィンガーペイント					

法令名	2009 年消費者保護通達 No. 1
(五)7月	2011 年消費者保護通達 No. 11
	・新たに供給される製品
	・明確に子供が用いて使用するために設計、または意図された製品。
	・6歳までの子供が対象とされている製品。
	■ 適用免除製品
	・スポーツ製品
	・キャンプ製品
	・自転車
	・家庭用および公園用遊具
	・トランポリン
	・電子ゲーム機器
	・燃焼または蒸気によって動くモデル
	・子供用ファッションアクセサリー

■ 対象有害物質と許容限度水準

1kg あたりの量で示される「migration level」として知られる量的水準は、対象製品から 検出される量または対象製品から人体に取り込まれる量の程度を意味し、その各対象物質 についての許容限度量を以下に整理する。

図表 対象有害物質 1kg あたりの許容量

	アンチモン	ヒ素	バリウム	カドミウム	クロム	鉛	水銀	セレン
玩具	60mg	25mg	1000mg	75mg	60mg	90mg	60mg	500mg
フィン								
ガーペ	10mg	10mg	350mg	15mg	$25 \mathrm{mg}$	$25 \mathrm{mg}$	10mg	50mg
イント								

【出典】Product Safety Australia⁸⁴⁸

この義務的規格は玩具およびフィンガーペイント中の各対象物質の試験方法に関するガ イドラインも提供している。2011年通達に関しては、通達を参照されたい。

(f)-3. 法令の運用状況

https://www.productsafety.gov.au/standards/toys-containing-lead-other-elements

⁸⁴⁸ Product Safety Australia

本基準は義務的かつ統一的なものだが、ACCC と各州当局の間で、規制に関する責任を 分担している。参考までに各州の該当する規制当局を以下に示す。

本調査の範囲内において、関連運用状況に関する報告等は見つかっていない。

図表 各州の関連規制当局

ACT	Australian Capital Territory Fair Trading	
Cth849	Australian Competition and Consumer Commission	
NSW	New South Wales Fair Trading	
QLD	Queensland Fair Trading	
SA	South Australia Consumer and Business Services	
TAS	Tasmania Consumer Affairs and Fair Trading (link is external)	
VIC	Consumer Affairs Victoria	
WA	Western Australia Consumer Protection	
NT	情報なし	

【出典】ACCC850

(f)-4. 今後の予定

現在、ACCC は 2009 年の通達内容、鉛およびその他特定物質を含有する玩具を含め、玩具に関する義務的安全基準の見直しを進めており、ステークホルダーからの意見を集めている。レビューは 2017 年 2 月 1 日から開始され、3 月 31 日まで行われる予定。

⁸⁴⁹ 連邦政府の略号。

⁸⁵⁰ ACCC, Who regulate what

http://www.productsafety.gov.au/about-us/who-regulates-what

(g) 建築

日本の建築基準法に対応する法規制について、豪州の関連法規制を概説する。日本の建築基準法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、風道由来の物質による居室内部の空気汚染対策、石綿およびクロルピリポス、ならびにホルムアルデヒドの建材への添加、含有、飛散または発散に対する規定などがある。ほかにも産業廃棄物処理施設に関する新築、増築または用途変更の際の規定など、個別の事業に関するものも定められている。建築基準法関連の法規制もその範囲が膨大である。建設工程に関するものから、解体処理に関するものまで含めれば、非常に広範な範囲の化学物質管理規定が存在する。したがって本項では豪州で関連法規制の主眼となっているものを取り上げる。

■ 【Code for the Tendering and Performance of Building Work 2016】

(2016年建設工事の入札および効率性に関する指針) <制定年2016年、雇用省およびABCC851所管>

(g)-1. 制定の経緯

労働安全衛生法規制の豪州における経緯については既に(d)で概説した。豪州においても本項関連分野で最も注目を集めるものの一つは石綿(アスベスト)である。飛散性アスベスト(Friable asbestos)は 1800 年代後半から防火、防音、そして絶縁を目的として産業界で広く用いられてきた。家庭用にも用いられており、1990 年以前の住宅建設においてもその痕跡が見られる。豪州では、1920 年代に石綿セメント材料が初めて製造され、1940年代半ばから 1980年代後半まで広く居住用建物の建築に用いられた。1990年代に石綿を含まない材料に代替され、2003年12月からは、あらゆる種類の石綿の製造、使用、再使用、輸入、輸送、貯蔵または販売が全面的に禁止となった。また鉛についても問題視されている。屋内のほこりや塵などの浮遊物質に含まれる鉛について、1970年代以前の塗料、玩具、改築・修理などに由来するそれら鉛が、子供の知能発達障害を起こすとされた。加えて多くの古い建築物や家具製品は鉛を含んでおり、上述の塗料、雨押さえ、プラスチック製配管、継ぎ手、ケーブル、陶器など多種多様なものが挙げられる。

豪州では建築基準の策定は各州の権限となっている。一方、国家統一的な基準の取り組みを行う ABCB は、NCC の作成を主な責務とする政府間協議会(COAG)の基準作成主体の一つとなっている。AMCB は連邦、州などあらゆるレベルの政府に関係する組織で、1994年に合意された政府間合意により設立された。NCC はすべての現場での建設および配管工事要件を一つの基準に統合するために策定されるイニシアチブであり、豪州全体での設計、建設そして建築物の性能に関する最低限の要件を定めている。

-

⁸⁵¹ Australian Building and Construction Commission

また、連邦レベルでの関連法規制には、「2016年建物・建設産業(生産性改善)法」があるが、効率性改善など経済面に重きを置かれている。むしろ本項目と関わりが深いのは「2016年建設工事の入札および効率性に関する指針」という下位法令である。

(g)-2. 現行の法令の内容

法令名	2016年建設工事の入札および効率性に関する指針		
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00125		
目的	建設工事におけるより良い職場状況を推進し、実務指針や法律、安全、健		
	康、公正、および適法的な建設開発を奨励し、全ての建築業界関係者の便益		
	に資することを目的とする。		
所轄官庁	雇用省		
規制対象	建設工事に用いられる建築材料		
物質			
規制内容	本指針第25条Aに、建設工事の入札者が以下の情報を提供しているか否		
	かについて、資金拠出主体は、連邦政府が資金を拠出する建設工事について		
	以下の事項を確認しなければならないとしている。		
	・建設工事に用いられる建築材料が国内で調達および製造されたものであ		
	るかどうか。		
	・それら建築材料がオーストラリア規格協会、またはその代理となりうる		
	組織が公表するオーストラリア規格の規定を遵守するものかどうか。		

オーストラリア規格は有料規格であり、公表・販売は正式な代理組織として「SAI Global」が行っている852。

例:「building formaldehyde」で検索(オーストラリア規格協会)

· <u>AS/NZS 4357.4:2005 (R2016)</u>

Structural laminated veneer lumber Determination of formaldehyde emissions

• <u>AS/NZS 4357.0:2005 (R2016)</u>

Structural laminated veneer lumber Specifications

• <u>AS/NZS 4859.1:2002</u>

Materials for the thermal insulation of buildings General criteria and technical provisions

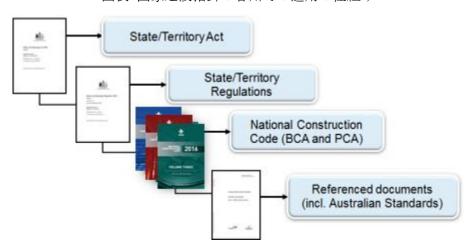
٠

⁸⁵² SAI Global

https://infostore.saiglobal.com/store/results2.aspx?searchType=power&publisher=AS

· National Construction Code (国家建設指針)

NCC が法的に効力を有するには、各州の法規制により、その内容を定められることが必要である。労働安全衛生法規制のケースのように、規則モデルの名称こそ各行政区域の法規則に明記しないが、実際の内容はほぼモデルの内容と同じということも考えられる。



図表 国家建設指針の各州での適用の仕組み

【出典】ABCB853

化学物質管理の側面から、実際に規制されている建築の一般構造に関わる化学物質、特に空気質に関わるものについては、州により内容が異なるとされている。本調査では個別の州の法律の詳細な差異までは扱わないが、豪州において化学物質管理を建築基準との関連で把握する場合、オーストラリア規格と NCC、そして各州の法規制に特に注意を払う必要がある。

(g)-3. 運用状況

本調査では本項に該当する情報は見受けられなかった。各州の法規制に依拠していると思われる。

(g)-4. 今後の予定

本調査では本項に該当する情報は見受けられなかった。各州の法規制に依拠していると思われる。

⁸⁵³ ABCB, Regulatory Framework http://www.abcb.gov.au/NCC/Regulatory-Framework

(h) 食品衛生

日本の食品衛生法に対応する法規制について、豪州の関連法規制を概説する。日本の食品衛生法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、特定の条件を満たす食品・添加物の販売禁止等に関する規定を設けている。豪州は当該分野に関して、ニュージーランドと共同で「オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約」を策定し、統一的に食品の一般的な基準等を定めている。同指針「1991年オーストラリア・ニュージーランド食品基準法」の下位法令の位置づけとなっている。

■ [Food Standards Australia New Zealand Act 1991]

(1991 年オーストラリア・ニュージーランド食品基準法) <制定年 1991 年、保健省所管>

■ 【Food Standards Australia New Zealand Code】

(オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約) <制定年 1991 年、保健省所管>

(h)-1. 制定の経緯

1991年に国家食品機関が設立され、国家食品基準協議会への推奨事項を作成する役割を得た。国家食品基準協議会は連邦、各州の関連分野の大臣から構成された政府横断的な組織であり、国家食品基準協議会の決定を受け、食品規則合意(FRA)854が結ばれた。それは各州と特別地域に食品基準を採用するよう義務づけるもので、それぞれの行政区域の食品関連法に紐付けられた。1995年にはニュージーランドと共同の食品基準を設ける仕組み作りに合意がなされ、翌年、「オーストラリア・ニュージーランド食品局(FSANZ)855」が設立。そして2000年には「オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約」が作成され、2002年に発効した。現在の管理機関であるFSANZも法規制の変化を受けて同年に設立されたものである。

(h)-2. 現行の法令の内容

法令名オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約URLhttp://www.foodstandards.gov.au/code/Pages/default.aspx

https://www.foodstandards.gov.au/about/foodlawandtreaties/documents/311%20Food%20Regulation%20Agreement%202008.pdf

⁸⁵⁴ Food Regulation Agreement

⁸⁵⁵ Food Standards Australia New Zealand (FSANZ)

法令名	オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約		
目的	規約は国内外の食品基準の間の一貫性を保つことを目的としている。		
所轄官庁	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局		
規制対象	規約の適用		
物質	規約は豪州またはニュージーランドで販売、販売目的で加工または取り扱		
	いされた食品、ならびに輸入された食品に適用される。		
規制内容	規約は全部で4つの章とスケジュールから構成される。そのうち3章と4		
	章は豪州にのみ適用される食品安全基準と生産基準が定められている。		
	第1章 序文およびすべての食品に適用される基準		
	第2章 食品基準		
	第3章 食品安全基準(豪州のみ)		
	第4章 一次生産基準(豪州のみ)		
	スケジュール		
	特に食品添加物の項目に関しては、規約に従って認められた場合でなけれ		
	ば、食品に用いてはならないと規定し、認められるものがリスト化されてい		
	る (ポジティブリスト制度)。		

同規約は 2016 年 3 月に改正されたものが基本となっている。豪州において当該規約は、「1991 年オーストラリア・ニュージーランド食品基準法」の下位法令の位置づけとされ、その規約に基づき、同法の下にもうけられた FSANZ が、豪州(およびニュージーランド)全体での統一的な制度運用を目的に当該分野の法規制運用を主導している。食品基準については、各州の規制当局が食品基準規約を満たしているのかをチェックする仕組みとなっている。豪州では規約の実施・取り締まりを連邦、各州の法規制の下で行うためである。当該分野の規制内容は膨大なため、主に食品添加物の項目のみを取り上げて概説する。

■ FSANZの主な役割

- 食品安全に関わる指針の策定と見直し。
- 豪州およびニュージーランドで採用されている基準と、国際的に認められた基準との 一貫性の確保。
- 国際競争力の確保、食品のフェアトレードの促進。
- 食品リコールの共同の取り組み。

(州・特別地域からの要請を受け、各行政区域の法規制のもとで行う)

■ オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約

規約は全部で4つの章とスケジュールから構成される。そのうち3章と4章は豪州にの み適用される食品安全基準と生産基準が定められている。

第1章 序文およびすべての食品に適用される基準

第2章 食品基準

第3章 食品安全基準 (豪州のみ)

第4章 一次生産基準(豪州のみ)

スケジュール

• 規約の適用

規約は豪州またはニュージーランドで販売、販売目的で加工または取り扱いされた食品、ならびに輸入された食品に適用される。

基本要件

基本要件は以下のように定められている。

- ・ 食品産業、販売目的食品、または販売食品に関連する規約の条項の対象となるものに 課される要件を遵守しなければならない。
- ・ 食品に関連する規約要件を遵守しない場合は、いかなる食品も販売してはならない。
- ・ 規約の条項に違反する方法で包装またはラベル表示されたいかなる食品も販売または 宣伝してはならない。
- 規約の条項に違反する方法で食品に関する販売または宣伝をしてはならない。
- ・ 食品関連事業を行う中、食品販売に影響を及ぼす、または促進させる目的で、食品に 関する虚偽の記述がなされた宣伝、包装またはラベル表示を行ってはならない。

次に<u>規約に従って認められた場合でなければ、食品に用いてはならない</u>ものとして以下 のものがあげられている。(ただし、天然物には適用されない)

- ・ 食品添加物として用いられる物質
- ・ 栄養成分として用いられる物質
- ・ 加工助剤として用いられる物質
- ・ 豪州において検出される農薬・動物用医薬品 (agvet)、またはその代謝物質および分解生成物
- ・ 禁止植物・菌類、制限植物・菌類、およびコカ葉 (coca bush)
- 小売販売対象の場合は、新規食品(novel food)
- ・ 遺伝子操作技術を用いて生産された食品
- ・ 放射性を照射した食品
- カバ (kava) またはカバ由来の物質

・ 生の杏仁 (raw apricot kernel)

規約のラベル表示要件が食品販売に適用される場合は、ラベル表示も要件を遵守する必要がある。規約で定める情報要件、包装要件についても同様である。

以下、本稿と関連が深い食品添加物、栄養強化目的のビタミンおよびミネラル、加工助 剤、混入物質および天然毒物、そして農薬・動物用医薬品についての規定を整理する。

図表 ポジティブリスト要件

	Australia New Zealand Food	スケジュール 15 のリストにあるもの
食品添加物	Standards Code – Standard 1.3.1	以外は原則食品に使用できない。
	– Food Additives(2016年3月)	(スケジュール 15:2017 年 2 月)
		スケジュール 17 のリストにある形態
ビタミン・	- Standard 1.3.2 – Vitamins and	以外では栄養強化目的で原則食品に使
ミネラル	minerals(2017年1月)	用できない。
		(スケジュール 17:2017 年 1 月)
	Ct. I.	スケジュール 18 のリストにあるもの
加工助剤	- Standard 1.3.3 - Processing	以外は原則食品に使用できない。
	aids(2016年3月)	(スケジュール 18:2016 年 7 月)
>= 7. H/m	- Standard 1.4.1 - Contaminants	スケジュール 19 のリストの上限値以
混入物・ 天然毒物	and natural toxicants(2016年3	上では原則食品に使用できない。
	月)	(スケジュール 19:2016 年 3 月)
	Charadand 149 Ameri	スケジュール 20、21 の上限残留値以
農薬・動物用	- Standard 1.4.2 – Agvet	上では原則食品に使用できない。
医薬品	chemicals(2016年3月) ※豪州のみ	(スケジュール 20:2017 年 2 月)
		(スケジュール 21:2016 年 3 月)

以上のように豪州は、原則禁止の規定を設け、許可を与えたものの取り扱いを可能にするポジティブリスト制度を採用する国である。

(h)-3. 法令の運用状況

規約の改正版が2016年3月1日に発効した。その他本項目に関連する情報は本調査では判明しなかった。

(h)-4. 今後の予定

FSANZ は 2017 年 3 月 16 日まで、加工助剤としての Beta-galactosidase の使用許可について、規約変更案に関する申請を受け付けている。また、同年 4 月 3 日を期限に、ワインに含まれる加工助剤としての Pectins & Carrageenan の許可についても同様に受け付けている。

中長期的な計画については、FSANZ は毎年 6 月 30 日までに食品規制政策についての 3 か年計画を作成することになっている。但し、3 か年計画は申請と提案に関する事項のみ扱っており、より統合的な計画は統合プランに記載され、今後 4 年間の計画が占めされる。 2017 年 3 月現在、最新のものは 2015 年から 2019 年までをカバーしたものである。

最新版では次の5つのテーマに焦点を当てるとしている。

- 食品規制システムの中、その分野でのリーダーとして、また食品に関する助言を行う 信頼できる情報ソースとしての FSANZ の位置づけを再定義する。
 - ▶ 食品に関連するリスクを管理する自主的な規制手法の作成に積極的に取り組む
 - ▶ 政策形成において科学的証拠の活用を促進し、広範な食品政策の発展に貢献する。
- 食品の組成や安全に関連する情報の信頼できる解釈を行う組織を設立するため、食品 関連データおよび情報の科学的・専門的管理を FSANZ の中核的な強みとして構築。
- 発生するリスクや実務リスクの緩和策をより理解するため、信頼できる専門家ならび に国際的なネットワークとの関係を構築する。
- 利害関係者とのつながりを深める。FSANZ は、政策、基準および実施策の策定の際のステークホルダー・インボルブメントを強化するため、戦略文書「Communication and Stakeholder Engagement Strategy」を見直す予定である。。
- 引き続き効率性と有効性に焦点を当てる。

(i) 排出規制 (大気、水質、土壌)

(i)-1 大気汚染防止法に対応する法規制

日本の大気汚染防止法に対応する法規制について、豪州の関連法規制を概説する。日本の大気汚染防止法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、有害物質、ばい煙、揮発性有機化合物(VOC⁸⁵⁶)、粉塵、特定粉塵、特定物質、指定物質、自動車排ガスなどを定義し、各種規制を規定している。

豪州では本報告(b)で報告した国家排出インベントリと同様、国家環境保護手法(NEPMs)の一環として、「国家環境保護(大気毒性)手法」ならびに「国家環境保護(環境大気質)手法」が定められている。

■ [National Environment Protection (Air Toxics) Measure]

(国家環境保護(大気毒性)手法)

<制定年 2011 年、環境・エネルギー省所管>

■ [National Environment Protection (Ambient Air Quality) Measure]

(国家環境保護 (環境大気質) 手法)

<制定年 2015 年、最新改正 2016 年 2 月、環境・エネルギー省所管>

(i)-1-1. 制定の経緯

国家環境保護(大気毒性)手法は、基準策定を進めるため、豪州国内環境における周囲大気毒性に関する情報ベースを改善することを目的として設けられた。また、国家環境保護(環境大気質)手法は、国家環境保護基準を達成する目的で設けられたものである。制定の経緯については、国家環境保護協議会(NEPC)と関連するため、本報告(b)を参照されたい。

以下、各手法について概説する。

(i)-1-2. 現行の法令の内容

法令名	国家環境保護(大気毒性)手法
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2011C00855
	• 目的(望ましい環境面でのアウトカム)
目的	次に述べる場所での大気毒性物質の水準に関する比較可能で、信頼できる
	情報を得る手段、とその結果の提供を提供すること。

⁸⁵⁶ Volatile organic compound

法令名	国家環境保護(大気毒性)手法
	-Stage 1 site:深刻な濃度の1種類以上の大気毒性物質が生じる恐れのある場所。
	-Stage 2 site: 既存の大気毒性物質について深刻な度合いの暴露の可能性がある場所。
	・ 各行政区域での活用に関してそれぞれの場所の特定に関する一貫した アプローチを創設すること。
	 Stage 2 site で測定される大気毒性の水準の重要性を評価する行政区域での活用に関して、「モニタリング調査水準」の一貫性のある枠組みを設けること。 広範な範囲の場所での大気毒性をモニタリングする一貫したアプローチを全国的に採用すること。
所轄官庁	環境・エネルギー省
規制対象 物質	下記、図表参照。
規制内容	• <u>適用</u> - 参加行政区域は本手法の規定に従い、モニタリング評価および報告手 続きを設けなければならない。

図表 モニタリング対象物質 (5種) (スケジュール1)

Benzene	Toluene
Formaldehyde	Xylenes (as total of ortho, meta and para isomers)
Benzo(a)pyrene as a marker for Polycyclic A	

以下、その他各スケジュールの内容は下記の通り。

スケジュール 2: Stage 1 および Stage 2 の特定方法と優先付け

スケジュール3:大気毒性のモニタリング方法と評価手法

スケジュール 4:報告要件

法令名	国家環境保護(環境大気質)手法
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2016C00215

法令名	国家環境保護(環境大気質)手法		
目的	• 目的(望ましい環境面でのアウトカム)		
	人の健康と厚生の十分な保護を可能にする大気質を結果として得ること。		
所轄官庁	環境・エネルギー省		
規制対象	下		
物質	下表参照。		
規制内容	• <u>適用</u>		
	参加行政区域は本手法の規定に従い、一酸化炭素、二酸化窒素、光化学		
	オキシダント(オゾンなど)、二酸化硫黄、鉛、 $PM_{2.5}$ および PM_{10} などの		
	粒子状物質に関してモニタリング、評価および報告しなければならない。		

図表 モニタリング対象物質と基準目標

			Column 4	Column 5
Column 1	Column 2	Column 3	Maximum	Maximum
Item	Pollutant	Averaging period	concentration	allowable
			standard	exceedances
1	一酸化炭素	8時間	9.0 ppm	1 day a year
2	二酸化窒素	1時間	$0.12~\mathrm{ppm}$	1 day a year
2	— 敗 仁 至 杀	1年	$0.03~\mathrm{ppm}$	None
3	光化学 オキシダント	1 時間	0.10 ppm	1 day a year
J	(オゾンなど)	4 時間	0.08 ppm	1 day a year
		1時間	0.20 ppm	1 day a year
4	二酸化硫黄	1 日	$0.08 \mathrm{~ppm}$	1 day a year
		1年	$0.02~\mathrm{ppm}$	None
5	鉛	1年	$0.50~\mu \mathrm{g/m^3}$	None
6	DM	1 日	$50~\mu g/m^3$	None
U	PM_{10}	1年	$25~\mu \mathrm{g/m^3}$	None
7	$\mathrm{PM}_{2.5}$	1 日	$25~\mu \mathrm{g/m^3}$	None
1	1 1012.5	1年	$8 \mu g/m^3$	None

【出典】法令原文。

また、PM_{2.5} については別途 2025 年までの目標が設けられている。

図表 モニタリング対象物質と基準目標

Column 1	Column 2	Column 3
Pollutant	Averaging period	Maximum concentration
DM	1 day	20 μg/m³ by 2025
$\mathrm{PM}_{2.5}$	1 year	$7~\mu \mathrm{g/m^3}$ by 2025

【出典】法令原文。

スケジュール3:各汚染物質モニタリングに関するオーストラリア規格

※本手法では、モニタリング手法について、対応するオーストラリア規格を用いることを推奨している。

また、その他報告要件などについての規定がある。

(i)-1-3. 法令の運用状況

国家環境保護(環境大気質)手法に関しては、2015 年 12 月に改正が行われ、2016 年 4 月に発効した。改正では最新の科学的証拠に基づき、粒子状物質の健康への影響が考慮に入れられた。

- ・PM₁₀の年間平均基準値 25μg /m³を収載。
- ・2025 年までの PM_{2.5} 目標を追加。
- ・PM_{2.5} の集団ばく露報告要件について、全国的に一貫性を有したアプローチを開始。

(i)-1-4. 今後の予定

本調査では該当する情報は見受けられなかった。

(i)-2 水質汚濁防止法に対応する法規制

日本の水質汚濁防止法に対応する法規制について、豪州の関連法規制を概説する。日本の水質汚濁防止法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、有害物質、指定物質、特定施設、指定施設等を定義し、各種規制を規定している。

豪州では当該法規則に対応する法規制は、各州政府の管轄である。連邦レベルでは「2007年水法(Water Act 2007)」が設けられているが、専ら水資源の利用に関する規定が中心である。ただし、同法セクション 44 の下、「流域計画(Basin Plan)」が設けられており、水質に対する規定も設けられている。

■ 【Basin Plan 2012】

(2012年流域計画)

<制定年 2016 年、農業・水資源省所管>

(i)-2-1. 制定の経緯

下記、流域計画の水質規定の項目で参照している「真水や海水の水質に関するオーストラリア・ニュージーランドガイドライン857」は、豪州の国家水質管理戦略(NWQMS)858の一環として作成されたものである。利害関係者に環境水質を評価し、管理するためのツールセットを提供するもので、環境、生態系および食糧生産など広範な範囲で活用されることが意図されている。

(i)-2-2. 現行の法令内容

法令名	2012 年流域計画	
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00078	
目的	流域計画の目的は、水法の目的に従い、流域の水資源の統合的管理につい	
	ての方法を提供することにある。(2007 年水法)	
所轄官庁	農業・水資源省	
規制対象	図ま「マークリングも各場所しま海口海」が四	
物質	図表「モニタリング対象物質と基準目標」参照。	
規制内容	• 適用	

⁸⁵⁷ Australian and New Zealand guidelines for fresh and marine water quality http://www.agriculture.gov.au/water/quality/guidelines/volume-1

⁸⁵⁸ National Water Quality Management Strategy http://www.agriculture.gov.au/water/quality/nwqms

法令名	2012 年流域計画
	流域計画は特定の事項について、州・特別地域に義務を課すことを定めて
	いるが、一方で、連邦が州に義務を課すことを制限する憲法上の規定に違反
	するかもしれないことに言及し、その場合は、協議の上、決定権を定めると
	している。
	• <u>水質</u>
	「水法」に基づいているため、本計画での水質とは、一般的なリンや窒素
	濃度、pH、温度などに関する規定が大部分を占める。しかし、農薬や重金
	属の含有に関する規定があり、「真水や海水の水質に関するオーストラリ
	ア・ニュージーランドガイドライン」の値を採用している。ガイドラインで
	は生物種の何%を保護するための濃度の閾値はどの程度かという観点から
	数値が定められており、生態系保護の観点から規定されている。ガイドライ
	ンには 250 以上の物質について数値が定められている ⁷⁶ 。

(i)-2-3. 法令の運用状況

本項目の目的に関連する連邦レベルの情報は見受けられなかった。各州の法規制で規定 されていないか注意する必要がある。

(i)-2-4. 今後の予定

本項目の目的に関連する連邦レベルの情報は見受けられなかった。各州の法規制で規定 されていないか注意する必要がある。

(i)-3 土壌汚染対策法に対応する法規制

日本の土壌汚染対策法に対応する法規制について、豪州の関連法規制を概説する。日本の土壌汚染対策法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、特定有害物質および有害物質使用特定施設を特定し、土壌汚染状況調査、区域の指定、汚染土壌搬出などを規定している。

豪州では本報告(b)で報告した国家排出インベントリと同様、国家環境保護手法(NEPM)の一環として、「国家環境保護(土壌汚染評価)手法」が定められている。

■ [National Environment Protection (Assessment of Site Contamination) Measure 1999]

(1999年国家環境保護(土壌汚染評価)手法) <制定年 1999年、環境・エネルギー省所管>

(i)-3-1. 制定の経緯

国家環境保護(土壌汚染評価)手法は、全国で一貫性のとれた土壌評価手法を創設することを目的として設けられた。制定の経緯については、国家環境保護協議会(NEPC)と関連するため、本報告(b)を参照されたい。以下、当該手法について概説する。

(i)-3-2. 現行の法令の内容

法令名	1999 年国家環境保護(土壌汚染評価)手法			
URL	https://www.legislation.gov.au/Details/F2013C00288			
目的	本手法の目的は、規制官、土壌評価者、環境監査担当者、土地所有者、開			
	発主体、産業界を含むコミュニティにより、周辺環境管理実務を確かなもの			
	するため、土壌評価に対する全国的に一貫性のとれたアプローチを創設する			
	ことである。			
	本手法に関する望ましい環境アウトカムは、効率的かつ効果的な土壌評価			
	の全国的アプローチを策定することを通して、土壌汚染が生じた場所で、ヒ			
	ト健康および環境の十分な保護水準を提供することである。			
所轄官庁	環境・エネルギー省			
規制対象	各州の法規制に依拠する。			
物質				
規制内容	• 適用			
	本手法は連邦 NEPC 法に基づいて設けられるものであり、同様に参加す			

法令名	1999 年国家環境保護(土壌汚染評価)手法			
	る州の相当する法規制の条項にも基づく。			
	• <u>責任</u>			
	連邦が責任を有して所有する場所を除き、土壌評価を行う一義的な責			
	州および特別地域にある。			
	豪州全土で土壌評価に対する一貫性のとれた全国的アプローチが行われ			
	るべきだが、その実施方法は各州の方法で必要な管理を行うことができる。			
	• <u>水準</u>			
	土壌または水の望ましい品質基準、あるいは汚染物質の許容水準などはこ			
	の政策枠組みの中で設けるべきではない。それらは土壌、地表の水または地			
	下水の特性に応じて変化する。またそこで何が行われてきたかによっても、			
	政策を行う前の背景となる土壌レベルは異なってくる。			
	• <u>計画・開発</u>			
	参加行政区域の当局は、土地の使用、または用途の変更などを確認し、潜			
	在的な汚染を示唆する土地利用の履歴があるかどうかを把握すべきである。			
	• <u>評価</u>			
	評価に関する特記事項としては以下が挙げられる。			
	- 土壌汚染評価は水資源に関するリスクや生態系リスクについての考慮			
	も含むべきである。			
	- 特定の環境媒体中の化学物質の分析は認められた手法および認められ			
	た試験機関により行われるべきである。			
	- 試験機関は「オーストラリア試験機関協会 (NATA) ⁸⁵⁹ 」 または NATA			
	のもとに設けられている「相互認識協定ネットワーク」により、関連			
	する分析手続きに関して認められたものであるべきである。			
	◆ 報告			
	報告年度(6月30日)後、9月30日までに協議会に報告する。			
	見直し			

 $^{859}\,$ National Association of Testing Authorities

本政策は最新の改正より10年毎に見直しを行う。

法令名	1999 年国家環境保護(土壌汚染評価)手法	
	スケジュール A: 土壌汚染評価に関する一般的なプロセス	
	スケジュール B: 土壌汚染評価に関する一般的ガイドライン	
	列挙されているガイドラインに収載されている方法、水準などを用いるこ	
	とが推奨されている。	

(i)-3-3. 運用状況

本項目の目的に関連する連邦レベルの情報は見受けられなかった。各州の法規制で規定 されていないか注意する必要がある。

(i)-3-4. 今後の予定

本項目の目的に関連する連邦レベルの情報は見受けられなかった。各州の法規制で規定 されていないか注意する必要がある。

(j) その他法規制

前項まで報告した化学物質管理規制の他、連邦レベルでの重要な化学物質管理法規制枠組みの一環として、セキュリティ上の懸念から化学品に関する法規制アプローチが採用されている。

■ [National Code of Practice for Chemicals of Security Concern]

(セキュリティ上の懸念化学物質に関する国家実務指針) <制定年司 2013 年、最新改正 2016 年、司法省所管>

(j)-1. 制定の経緯

化学品はテロリストが日々の強力な爆発物作成や毒物兵器を作成する製品としても用いられている。豪州では使用を許可されている化学品はおよそ 4 万種におよぶ。その中で、テロリストにより用いられる可能性があることを理由に、セキュリティ上の懸念を有する化学品として 96 種を特定している。

国家指針は、化学物質が悪用されることを防ぐ手助けとなるために設けられたものである。また、同指針セキュリティ上の懸念がある物質を管理・取り扱う企業や個人に、テロリズムの脅威となりうるリスクについて注意を促すものでもある。

当初、家庭で爆発物を作成することを容易にする 11 の前駆体に関するセキュリティ上の リスク評価を連邦、各州が共同で行った。その後、産業界を含めて協議を重ね、本指針が 2013年7月に設けられた。最近では、2016年5月に4つの有毒化学品を新たに収載した。 また、特に高いリスクを有する 15 の物質が濃度条件とともに特定されている。

(j)-2. 現行の法令の内容

法令名	セキュリティ上の懸念化学物質に関する国家実務指針	
URL	https://www.nationalsecurity.gov.au/Securityandyourcommunity/Chemic	
	alSecurity/Documents/Code-of-practice.PDF	
目的	■ <u>目的</u>	
	・化学物質サプライチェーンでの効果的な化学物質セキュリティ管理実務を	
	促進させること。	
	・テロリズムまたは犯罪目的の化学物質の拡散を防ぐこと。	
	・化学物質のセキュリティ上の問題に関する法執行上の当局と、化学物質を	
	取り扱う企業、ならびに組織との共同を奨励する。	
	・疑わしい行動への警告および報告を行うスタッフの教育および訓練に資す	

法令名	セキュリティ上の懸念化学物質に関する国家実務指針	
	る。	
	以上の目的を達成するために、同指針はガイダンスを提供する。	
所轄官庁	司法省	
規制対象	■ 優先的なリスク評価を必要とする 96 の化学物質	
物質	■ 15種の高リスク化学物質	
規制内容	■ <u>内容</u>	
	政府間協議会(COAG)が優先的なリスク評価を必要とする 96 の化学物	
	質を特定しリスト化して公表。また 15 種の高リスク化学物質を特定し、濃	
	度条件とともに公表している。	
	同指針をもとに、企業等でのセキュリティ対策の強化、教育・訓練、報告	
	体制などの整備を推奨している。またそれに役立つ、チェックリストも収載	
	されている。	

■ 法規制の種類

国家実務指針(下位法令·官報非掲載)

■ 「15種の高リスク化学物質」

化学物質、混合物、用いることができる濃度などがリストに収載されている。ここでは 化学物質名を整理する。それぞれの濃度条件などは同指針を参照されたい。

図表 15種の高リスク化学物質リスト

爆発物前駆体				
Ammonium perchlorate	Potassium perchlorate			
Hydrogen peroxide	Sodium azide			
Nitric acid	Sodium chlorate			
Nitromethane	Sodium perchlorate			
Potassium chlorate	Sodium nitrate			
Potassium nitrate				
有毒化学物質				
Aluminium phosphide	Potassium cyanide			
Chlorine (gas only)	Sodium cyanide			

【出典】法令原文。

■ 「セキュリティ上懸念を有する 96 種の化学物質」

 $\underline{https://www.nationalsecurity.gov.au/Securityandyourcommunity/ChemicalSecurity/Documents/Chemicals%20of%20Security%20Concern.pdf}$

(j)-3. 法令の運用状況

豪州政府は、2016年5月、犯罪者やテロリストなどに利用されるおそれのある化学物質について、この実務指針の対象となる化学物質のリストに、以下の4物質を追加したことを公表。

- リン化アルミニウム
- 塩素(気体のみ)
- シアン化カリウム
- シアン化ナトリウム

これらについて、保健省 NICNAS は 2016 年 6 月 7 日の広報記事で、「これら 4 物質 は有毒物質による攻撃に使われるおそれがあるため、リスクが高いと考えられる」と述べている。

(j)-4. 今後の予定

本調査では本項に該当する情報は見受けられなかった。

以上

参考文献

全般

- ➤ NITE (2010)、「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」 http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia kanren/asia kanren h22-02.html
- ➤ NITE (2013)、「平成 24、25 年度消費者製品含有化学物質のリスク評価および労働現場における化学物質の管理に関わる法規制についての調査 報告書」

http://www.nite.go.jp/chem/risk/h24-25 consumer workplace report.pdf

▶ 経済産業省(2012)、「平成23年度環境対応技術開発等 東アジアにおける化学物質管理情報基盤の実現性に関する調査」

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2012fy/E002204.pdf

- ▶ D. エイトキン、B. ジンクス著/宮崎 正寿訳(1987)、「オーストラリアの政治制度」、 勁草書房
- ▶ 久保信保、宮崎正寿(1990)、「オーストラリアの政治と行政」、ぎょうせい
- ▶ 久保田 治郎(1999)、「オーストラリア地方自治体論―行革先進国に見る地方分権」、 ぎょうせい
- ➤ 田辺 康彦(2015)、「オーストラリア連邦制: 三位一体改革論」、『地方行政』(809)、 82-99
- ▶ 鈴木 達也(2015)、「ニュージーランドおよびオーストラリア連邦の議会制度および地 方制度─海外派遣報告─」、『立法と調査』(363)、92-102
- ▶ 竹田 いさみ (2000)、「物語オーストラリアの歴史―多文化ミドルパワーの実験」、中 公新書
- ▶ 小寺 正一(2009)、「環境政策の展開―オーストラリアの生物多様性・気候変動・水政策をめぐって(オーストラリア・ラッド政権の1年 総合調査報告書 第1章より)」、 『調査資料』、国立国会図書館
- ▶ 星川欣孝(2016)、「化学物質総合管理法制」日本評論社

ヒアリング調査

現地ヒアリング結果

➤ Safe Work Australia

http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/SWA

- Comcare
 https://www.comcare.gov.au/
- Department of Environment and Energy

http://www.environment.gov.au/

■ National Pollutant Inventory

http://www.npi.gov.au/

National Greenhouse and Energy Reporting (NGER)
 http://www.cleanenergyregulator.gov.au/NGER

OECD PRTR

http://www.oecd.org/env/ehs/pollutant-release-transfer-register/

Department of Agriculture and Water Resources

http://www.agriculture.gov.au/

- Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority (APVMA)
 http://apvma.gov.au/
- Department of Health

http://www.health.gov.au/

- National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme https://www.nicnas.gov.au/
- National Standard for Environmental Risk Management of Industrial Chemicals

http://www.environment.gov.au/protection/chemicals-management/national-standard

Accord Australasia

http://accord.asn.au/

- APEC Chemical Dialogue

 http://www.apec.org/Groups/Committee-on-Trade-and-Investment/Chemical-Dialogue.aspx
- ➤ JETRO シドニー

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/au_sydney/

文献調査

背景

全般に列挙した文献を参照。

法体系

- ➤ 議会教育局 (Parliamentary Education Office : PEO)、
 - Australian Constitution
 http://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/australian-constitution.html
 - Three Levels of Law-Making

 http://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/three-levels-of-law-making.html
 - Making a Law

http://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/making-a-law.html

各関連組織

▶ 司法省(Attorney-General's Department)

https://www.ag.gov.au/Pages/default.aspx

▶ 農業・水資源省(Department of Agriculture and Water Resources)

http://www.agriculture.gov.au/

通信・芸術省(Department of Communications and the Arts)

https://www.communications.gov.au/

➤ 国防省 (Department of Defense)

http://www.defence.gov.au/

教育・訓練省(Department of Education and Training)

https://www.education.gov.au/

▶ 雇用省(Department of Employment)

https://www.employment.gov.au/

▶ 財政省 (Department of Finance)

https://www.finance.gov.au/

外務省(Department of Foreign Affairs and Trade)

http://dfat.gov.au/pages/default.aspx

➤ 保健省(Department of Health)

http://www.health.gov.au/

人的・サービス省 (Department of Human Services)

https://www.humanservices.gov.au/

➤ 移民・国境警備省(Department of Immigration and Border Protection)

https://www.border.gov.au/

▶ 産業・イノベーション・科学研究省 (Department of Industry, Innovation and Science)

https://industry.gov.au/Pages/default.aspx

インフラ・地域開発省(Department of Infrastructure and Regional Development)

https://infrastructure.gov.au/

社会サービス省 (Department of Social Services)

https://www.dss.gov.au/

▶ 環境・エネルギー省(Department of the Environment and Energy)

http://www.environment.gov.au/

▶ 首相・内閣省 (Department of the Prime Minister and Cabinet)

https://www.dpmc.gov.au/

▶ 退役軍人省(Department of Veterans' Affairs)

http://www.dva.gov.au/

▶ 財務省 (Treasury)

http://www.treasury.gov.au/

▶ 連邦各省庁の予算

http://www.australia.gov.au/about-government/publications/budget-statements

豪州連邦政府 2016-2017 年度予算概観

http://budget.gov.au/2016-17/content/glossies/overview/html/overview-13.htm#appa

▶ (財) 自治体国際化協会シドニー事務所(2013)、「オーストラリアの予算編成過程について」 http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/386.pdf

化学物質関連法規

(a)-1 化学物質一般

➤ Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 (ICNA Act) 1989 年工業化学品(届出・審査)法(ICNA 法)

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00816

- Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Regulation 1990 1990 年工業化学品(届出・審査)規則
 - https://www.legislation.gov.au/Details/F2015C00744
- > Draft National Standard for Environmental Risk Management of Industrial Chemicals

工業化学品の環境リスク管理に関する国家基準案

http://www.environment.gov.au/protection/chemicals-management/national-standard/draft-national-standard-environmental-risk-management-industrial-chemicals

- ▶ JETOC (2014)、「オーストラリア工業化学品(届出・審査)法および規則(第5版)」
- > NICNAS

https://www.nicnas.gov.au/

➤ AICS (総合)

https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS

- 公開 AICS
 - https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/public-AICS
- 非公開 AICS

https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/confidential-AICS

➤ IMAP 制度の概要

https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/imap-assessments

■ IMAP 制度のプロセス

https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/imap-assessments/how-chemicals-are-assessed

■ IMAP 枠組み

https://www.nicnas.gov.au/ data/assets/word doc/0019/37036/IMAP-Framework.docx

■ IMAP レビュー (2016年)
https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/imap-assessments/imap-review-2016

➤ PECs プログラムの概要:

https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/pec-assessments/priority-existing-chemical-assessments

- 各 PEC の評価結果
 https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/pec-assessments
- ➤ NICNAS 改革

https://www.nicnas.gov.au/have-your-say/nicnas-reforms

▶ コンサルテーション・ペーパー

https://www.nicnas.gov.au/have-your-say/nicnas-reforms/Consultation-Papers-1-4

➤ 工業用化学品の環境リスク管理に関する国家基準案 http://www.environment.gov.au/protection/chemicals-management/national-standa rd/draft-national-standard-environmental-risk-management-industrial-chemicals

(a)-2 化学物質一般 (GHS 分類、ラベル、SDS)

> Safe Work Australia

http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/SWA

> Safe Work Australia Act 2008

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00428

➤ Work Health and Safety Act 2011

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887

- Work Health and Safety Regulation 2011
 https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030
- Work Health and Safety (Managing Risks of Hazardous Chemicals in the Workplace) Code of Practice 2015

https://www.legislation.gov.au/Details/F2016L00420

- Work Health and Safety (Labelling of Workplace Hazardous Chemicals)
 Code of Practice 2015
 - ♦ https://www.legislation.gov.au/Details/F2016L00413

- Work Health and Safety (Preparation of Safety Data Sheets for Hazardous Chemicals) Code of Practice 2015
- ♦ https://www.legislation.gov.au/Details/F2016L00424
- ▶ 有害性化学品情報システム (HCIS)

http://hcis.safeworkaustralia.gov.au/

➤ Australia Work Health and Safety Strategy 2012-2022
2012 年 − 2022 年オーストラリア労働安全衛生戦略
http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/swa/about/publications/pages/australian-work-health-and-safety-strategy-2012-2022

(b) 化管法

- National Environment Protection Council http://nepc.gov.au/
- National Pollutant Inventory http://www.npi.gov.au/
- ➤ National Environment Protection (National Pollutant Inventory) Measure 1998 1998 年国家環境保護(国家排出インベントリ) 手法 https://www.legislation.gov.au/Details/F2008C00620
- ➤ National Environment Protection Council Act 1994 1994 年国家環境保護協議会法 https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00844
- National Environment Protection Measures (Implementation) Act 1998 https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00577
- National Pollutant Inventory review 2017 terms of reference http://www.npi.gov.au/resource/national-pollutant-inventory-review-2017-terms-reference
- Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) code http://www.npi.gov.au/reporting/industry-reporting-materials/anzsic-code-list
- ➤ 各州の規制当局リスト
 http://www.npi.gov.au/reporting/industry-reporting-materials/state-and-territory-contacts
- NPI データ http://www.npi.gov.au/npidata/action/load/browse-search

(c) 毒劇法

➤ Poisons Standard February 2017

https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L00057

➤ Therapeutic Goods Act 1989

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C01117

➤ John McEwen(2007), "A History of Therapeutic Goods Regulation in Australia" Commonwealth of Australia

https://www.tga.gov.au/sites/default/files/history-tg-regulation.pdf

(d) 安衛法

Safe Work Australia

http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/SWA

> Safe Work Australia Act 2008

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00428

Work Health and Safety Act 2011

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887

- Work Health and Safety Regulation 2011
 https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030
- Work Health and Safety (Managing Risks of Hazardous Chemicals in the Workplace) Code of Practice 2015

https://www.legislation.gov.au/Details/F2016L00420

■ Jurisdictional progress on the model Work Health and Safety law http://www.safeworkaustralia.gov.au/sites/swa/model-whs-laws/pages/jurisdictional-progress-whs-laws

(e) 消防法

➤ Work Health and Safety Act 2011

https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00887

Work Health and Safety Regulation 2011 https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00030

(f) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に対応する法規制

➤ Competition and Consumer Act 2010

https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00062

■ Consumer Protection Notice No. 1 of 2009 - Consumer Product Safety Standard: Lead and Certain Elements in Children's Toys https://www.legislation.gov.au/Details/F2009L00223

■ Consumer Protection Notice No. 11 of 2011 - Permanent ban on children's products containing more than 1% diethylhexyl phthalate (DEHP) https://www.legislation.gov.au/Details/F2011L00192

(g) 建築基準法

➤ ABCB

http://www.abcb.gov.au/

> ABCC

https://www.abcc.gov.au/

- Code for the Tendering and Performance of Building Work 2016 https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00125
- ➤ SAI Global
 https://infostore.saiglobal.com/

(h) 食品衛生法

- Food Standards Australia New Zealand http://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx
- Food Standards Australia New Zealand Act 1991 https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C01118
 - Food Standards Australia New Zealand Regulation 1994 https://www.legislation.gov.au/Details/F2016C00586
 - Australia New Zealand Food Standards Code
 http://www.foodstandards.gov.au/code/Pages/default.aspx

(i) 環境法規

大気汚染防止法

- National Environment Protection Council http://nepc.gov.au/
- National Environment Protection (Air Toxics) Measure https://www.legislation.gov.au/Details/F2011C00855
- National Environment Protection (Ambient Air Quality) Measure https://www.legislation.gov.au/Details/F2016C00215

水質汚濁防止法

- ➤ Basin Plan 2012
 - https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00078
- Australian and New Zealand guidelines for fresh and marine water quality

http://www.agriculture.gov.au/water/quality/guidelines/volume-1

土壤汚染対策法

National Environment Protection (Assessment of Site Contamination) Measure 1999

https://www.legislation.gov.au/Details/F2013C00288

National Association of Testing Authorities http://www.nata.com.au/nata/

(j) その他法規制

National Code of Practice for Chemicals of Security Concern https://www.nationalsecurity.gov.au/Securityandyourcommunity/ChemicalSecurity/Documents/Code-of-practice.PDF

Australian National Security – Chemical Security https://www.nationalsecurity.gov.au/Securityandyourcommunity/ChemicalSecurity/Pages/default.aspx

豪州政府ウェブサイト

▶ オーストラリア連邦政府

http://www.australia.gov.au/

■ 法令検索 https://www.legislation.gov.au/

▶ 首都特別地域政府

http://www.act.gov.au/

■ 法令検索

http://www.legislation.act.gov.au/

▶ ニュー・サウス・ウェールズ州政府

https://www.nsw.gov.au/

■ 法令検索

http://www.legislation.nsw.gov.au/#/

▶ 北部準州政府

https://nt.gov.au/

■ 法令検索

http://www.nt.gov.au/lant/parliamentary-business/legislation.shtml

▶ 南オーストラリア州

https://www.sa.gov.au/

■ 法令検索

https://www.legislation.sa.gov.au/index.aspx

タスマニア州

https://www.tas.gov.au/

■ 法令検索

http://www.thelaw.tas.gov.au/index.w3p

ビクトリア州

http://www.vic.gov.au/

■ 法令検索

http://www.legislation.vic.gov.au/

▶ 西オーストラリア州

https://www.wa.gov.au/

■ 法令検索

https://www.slp.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/default.html